

障害者総合支援法等関係事業者説明会資料

平成29年3月21・22日

兵庫県

障害福祉課・障害者支援課

健康増進課・労政福祉課

目 次

1	インターネット請求における留意事項について	P. 1
2	受動喫煙対策について	P. 5
3	ワーク・ライフ・バランスの推進について	P. 11
4	障害者差別解消・虐待防止について	P. 13
5	留意事項等（居宅系・GH・相談支援）	P. 20
6	障害者総合支援法の改正等について	P. 39
7	留意事項等（日中活動系・施設・障害児）	P. 59
8	留意事項等（就労系）	P. 90

障害者総合支援事業所の皆様へ

インターネット請求における留意事項について

兵庫県国民健康保険団体連合会

国保連合会は、毎月、インターネットで事業所からの請求情報（請求明細書等）の受付点検を行い、県・市町での審査後、審査確定した請求情報（請求明細書等）について、各事業所へ「返戻等一覧表」、「障害福祉サービス費等支払決定額通知書」等を送信しています。

この請求情報（請求明細書等）に、入力漏れ、入力誤り、単位や金額計算の誤り、各種台帳情報（受給者資格情報・事業所届出情報）との不一致等、多くのエラー（返戻）が発生しております。

つきましては、下記のとおり障害福祉サービス等の請求における留意事項を取りまとめましたので、インターネット請求に係る参考資料としてご活用していただくとともに、請求の際に今一度点検していただき、エラー減少にご協力をお願いいたします。

1 受付及び請求情報の取下げについて

(1) 受付について

インターネット請求の受付期間は、毎月1日の0時から10日の24時までです。

1日から10日の受付期間内に誤ったデータを送信された場合は、不要な到達番号のデータを取下げし、10日の24時までに正しいデータを送信してください。

また、請求情報送信後は、形式エラーとなっていないか、請求件数は合っているか等、障害者総合支援電子請求受付システムにログイン後の「照会一覧」から確認願います。

なお、受付期間内に取下げをせずに、複数回データを送信されたために、重複エラーとなる事例が毎月あります。この場合も不要な到達番号のデータの取下げをしてください。

(2) 請求情報の取下げについて

障害者総合支援電子請求受付システムにログイン後の「照会一覧」の詳細画面にある取下げボタンを押し、送信することにより当該請求情報の取下げができます。

2 各種通知文書について

受付後は、審査確定した請求情報（請求明細書等）について、「返戻等一覧表」や「障害福祉サービス費等支払決定額通知書」等が送信されます。通知文書が発行されましたら、障害者総合支援電子請求受付システムにログイン後の「照会一覧」から取得してください。

通知文書の保管期間は、通知文書を取得し、状況が[完了]となってから3ヶ月となります。[完了]となってから3ヶ月が経過すると、システムから通知文書を取得することができなくなりますので、パソコン上にデータを保存するか、印刷等していただき、保管してください。

※ 事業所のメールアドレスを登録している場合、各種通知文書等が発行されましたら、その旨、メールが送信されます。

※ メールアドレスの登録・変更については、障害者総合支援電子請求受付システムにログイン後の「ユーザ情報変更」から登録・変更願います。

3 電子証明書について

電子証明書の有効期間は発行日から3年間となっています。

有効期間を過ぎた電子証明書でも、有効終了年月日より過去のサービス提供月の請求であれば送信することができますが、有効終了年月日より未来のサービス提供月の請求を送信する場合、電子証明書の更新が必要です。

※ 更新申請は、電子証明書の有効終了年月日の3ヶ月前から可能です。電子証明書を更新される際や、パソコンの買い替え等の理由により、電子証明書を再度ダウンロード・インストールする際は、その都度「電子証明書発行用パスワード」の入力が必要となりますので、紛失されませんようご注意ください。

※ 「電子証明書発行用パスワード」を紛失し、再発行をした場合、新たに電子証明書発行手数料（障害者総合支援の場合 3年間：7,800円）がかかります。

4 過誤について

既に支払済みとなった請求情報に対して誤りが判明した場合には過誤処理（実績取消し）が必要です。過誤処理を行うには、該当者の受給者証発行元（市町または県）に過誤申立書を提出し、必要に応じて正しい請求を出し直してください。過誤処理（実績取消し）が行われていない状況で再請求を行うと、重複エラーとなりますので、市町または県と過誤処理を行う時期を確認のうえ、再請求を行ってください。

また、過誤処理を行う場合、過誤調整額が当月の支払額から相殺されますので、多数の過誤処理を一度に行うと、当月支払額が無くなったり、支払額を超える金額について直接返金をお願いすることになりますので、ご注意ください。

5 福祉・介護職員処遇改善加算について

平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が行われ、現行の 4 区分から 5 区分に変更されます。

簡易入力システムにおける処遇改善情報の《キャリアパス区分》欄について、平成 29 年 3 月以前で登録済みであり、かつ平成 29 年 4 月以降の情報が登録されていない場合、平成 29 年 4 月以降の福祉・介護職員処遇改善加算の算定において、以下の通り加算を読み替えますので、平成 29 年度に新設される福祉・介護職員処遇改善加算の I を算定する場合は、指定権者へ変更届を提出し、システムの登録も変更していただきますようお願いいたします。

平成 29 年 3 月以前で登録された 《キャリアパス区分》欄	平成 29 年 4 月以降の 読み替え後
I	福祉・介護職員処遇改善加算 II
II	福祉・介護職員処遇改善加算 III
III (キャリアパス要件)	福祉・介護職員処遇改善加算 IV
III (職場環境等要件)	福祉・介護職員処遇改善加算 IV
IV (キャリアパス要件、 職場環境等要件)	福祉・介護職員処遇改善加算 V

6 事業所指定更新について

事業所の指定期間は 6 年です。指定有効期間を過ぎたサービス提供月の請求は、お支払ができませんので、指定権者（市町または県）への更新申請を忘れずに行ってください。

7 障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届について

新規事業所におかれましては、国保連合会から送付いたします「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」を提出期日までに国保連合会に提出してください。

また、振込先変更、開設者情報変更、事業所情報変更等、当該届に係る記載事項について変更がある場合も、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」の変更届が必要となりますので、下記照会先へお問い合わせください。

なお、変更届の提出期限は、毎月 20 日（必着）です。20 日以降の提出、変更届の提出漏れ、記載誤り等がありますと、翌月支払の銀行振込み手続きができませんのでご注意ください。

※ 該当の口座種別の丸印が漏れている場合や、口座名義が不明瞭な場合がありますので、振込先を変更される場合は、通帳の表紙部分とカナの名義が分かる部分のコピーを添付していただきますよう、お願いします。

8 照会先 〒650-0021

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号(センタープラザ16階)

兵庫県国民健康保険団体連合会

業務管理部 介護福祉課 介護福祉係 障害者総合支援担当

電話 078-332-9406

FAX 078-332-9520

本当に知っていますか？たばこの害



兵庫県マスコット
はびたん

Q どうしてたばこは身体に悪いの？

A たばこの煙にはたくさんの有害物質が含まれており、がんや、しんきんこうそく 心筋梗塞などの循環器疾患、ぜんそく ぜんそく、まんせいはいそくせいはいしつかん 慢性閉塞性肺疾患（COPD）等の原因となることが明らかになっています。

日本では、喫煙に関連する疾患で年間約 13 万人が死亡していると推計されています。

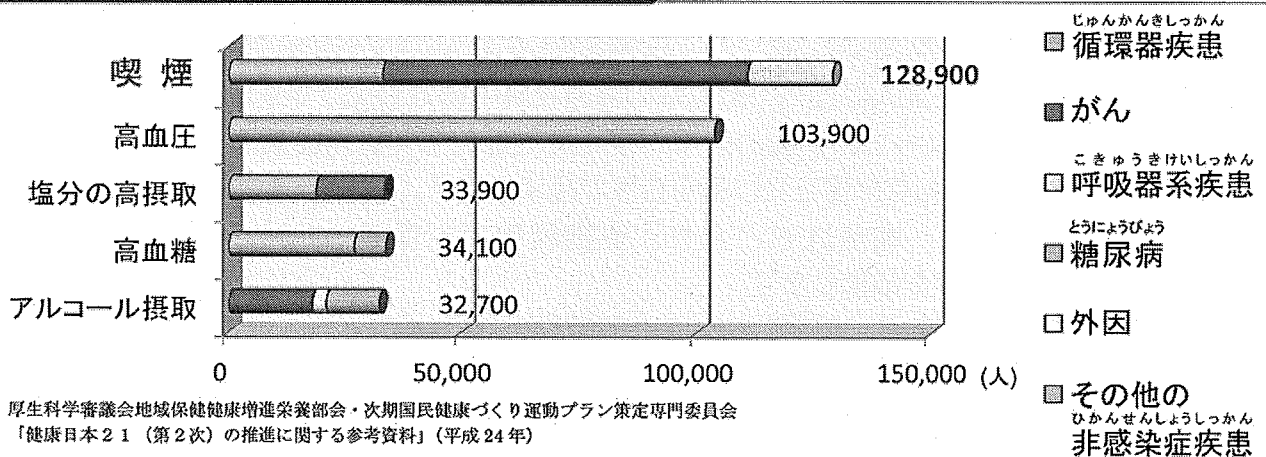
たばこに含まれる三大有害物質

《タール》
ちっかっしょく 茶褐色のベトベトしたヤニで、数十種類の発がん物質が含まれています。低タールたばこであっても、吸い方によってはせっしゅりょう 摂取量が増加します。

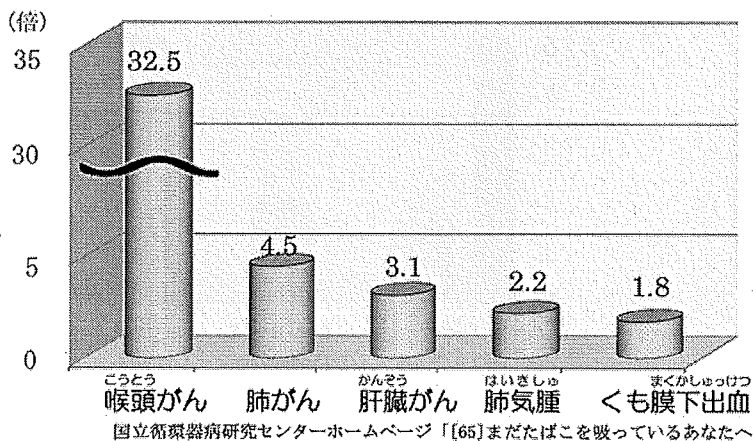
《ニコチン》
血管を収縮させ、血液の流れを悪くします。強い依存性があるため、なかなかたばこをやめられなくなります。

《一酸化炭素》
血液中のヘモグロビンと結びつき酸素の運搬を妨げ、身体が酸素不足になります。どうみやくこうか 動脈硬化を促進し、しんきん 心筋梗塞等の確率を高めます。

リスク要因別の関連死亡者数（平成 19 年）



非喫煙者と比較した喫煙者の死亡率（非喫煙者=1）



たばこの煙には「PM2.5」が含まれています！

PM2.5 は大気中にたゞよう非常に小さな粒子で、肺の奥深くまで入り込みやすく、こきゅうき 呼吸器・じゆんかんきしつかん 循環器疾患による死亡率が上がります。

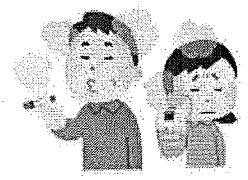
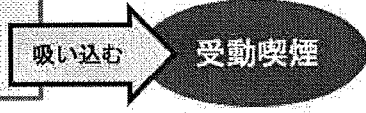
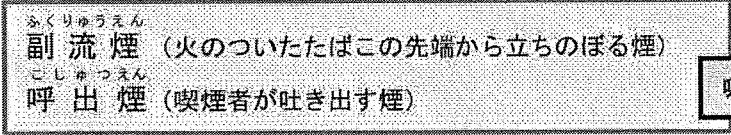
自由に喫煙できるお店のPM2.5の濃度は、汚染の程度が高い日の中国・北京と同水準です。

厚生労働省ホームページ e-ヘルスネット「PM2.5と受動喫煙」

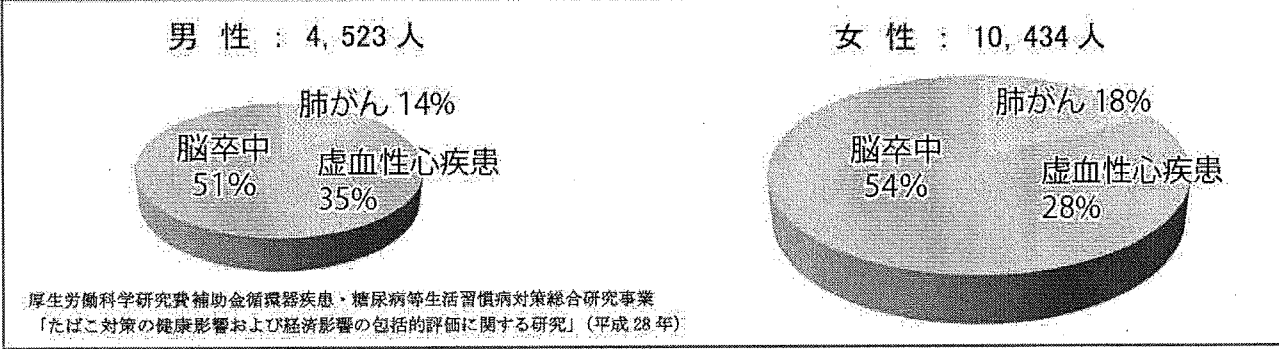
Q たばこを吸わない人には関係ない？

A 他の人のたばこの煙を吸わされてしまうことを「^{じゆうどうきえん}受動喫煙」と言います。

受動喫煙によって、たばこを吸わない人も肺がん、^{きよけつせいしんしつがん}虚血性心疾患、^{のうそんちゆう}脳卒中等の病気になることがわかっていて、日本では受動喫煙により年間約 15,000 人が死亡していると推計されています。



受動喫煙による年間死亡数推計値

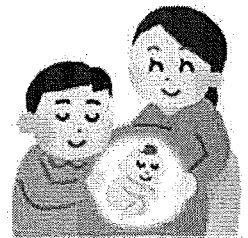


子どもは特に注意！

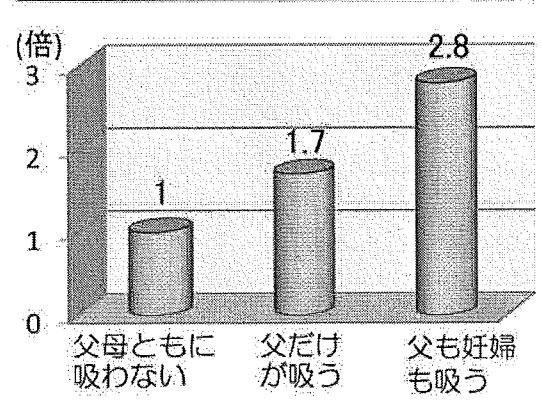
子どもの身体は、大人に比べてたばこの有害物質の影響を受けやすいため、受動喫煙によって肺機能の低下や中耳炎、^{ちゆうようじとつぜんししょうこうぐん}乳幼児突然死症候群 (SIDS) など深刻な影響を受ける可能性が高まります。

また、妊娠中は、喫煙はもとより、受動喫煙でも早産や^{たいじ}胎児が低体重となる危険度が高まります。

両親がたばこを吸わない家庭に比べて、両親がたばこを吸う家庭では、低出生体重は約 2.8 倍、乳幼児突然死症候群 (SIDS) は約 4.7 倍、危険度が高まるとされています。

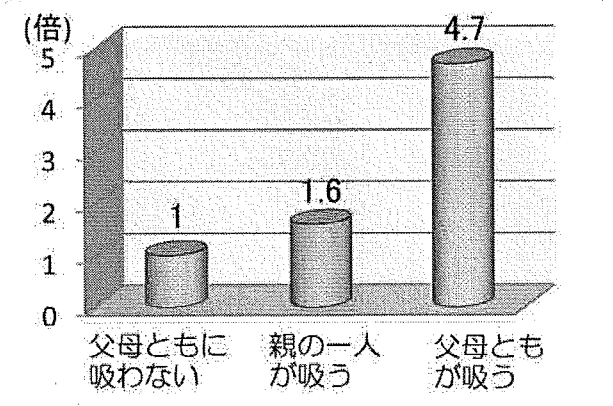


親の喫煙と低出生体重児の関係



厚生省心身障害研究「母子保健システムの充実・改善に関する研究」(昭和 63 年)

親の喫煙と乳幼児突然死症候群の関係



厚生省心身障害研究「乳幼児死亡の防止に関する研究」(平成 10 年)

Q 長年たばこを吸ってるので、今さら禁煙しても・・・？

A 禁煙に遅すぎるということはありません。

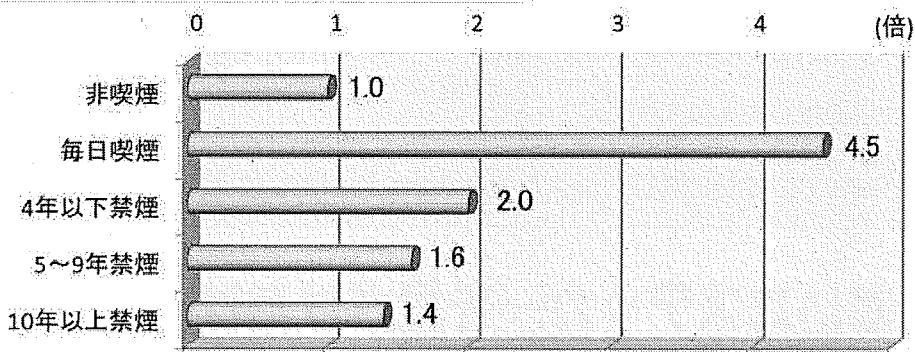
禁煙の開始から早ければ1ヵ月でせき等の呼吸器^{こゝろけうきしやうびょう}症状が改善し、風邪やインフルエンザ等の感染症^{かんせんしやう}にかかりにくくなります。2～4年で虚血性心疾患等の危険度が低下し、年数が経つにつれ、肺がんによる死亡率も明らかに低下します。

禁煙治療は、健康保険が適用される場合（※）があります。お近くの医療機関にお問い合わせください。

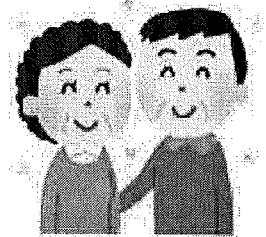
※35歳以上の方については、1日の喫煙本数×喫煙年数≥200等の条件があります。

また、市販の禁煙補助薬の使用方法等については、お近くの薬局等にお尋ねください。

禁煙後の年数と肺がん死亡率の関係



国立循環器病研究センターホームページ「[65]まだたばこを吸っているあなたへ」



禁煙後治療費とたばこ代の比較



【禁煙治療費】
約 13,000～20,000 円
(健康保険3割負担の場合)

※ 禁煙治療標準期間 12週で試算

【たばこ代】
約 36,000 円
(1日1箱(430円)の場合)

えっ？ たばこで歯が抜けるの？！

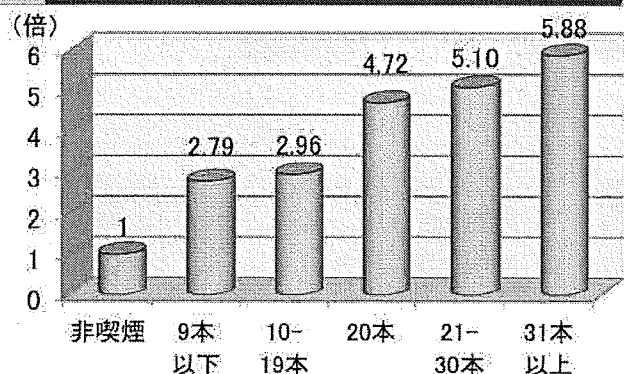
たばこの煙の入り口となる口(くち)は、直接その悪影響を受けています。歯の着色や口臭の原因となるだけでなく、歯ぐきの血液の流れを悪くし、歯周病になる確率が約3～6倍も高まります。

歯周病が進行すると最後は歯を失い、おいしくご飯を食べられなくなります。

受動喫煙でも歯周病の危険度が高くなるという報告もあります。



1日あたりの喫煙本数と歯周病の関係



日本歯科医師会「歯医者さんから始まる禁煙への道」(平成17年)

Q 火を使わない加熱式のたばこなら大丈夫じゃないの・・・？

A 近年販売されるようになった加熱式のたばこも、従来の紙巻きたばこと同様、たばこ葉が原材料であり、煙状の蒸気にもニコチン等の有害物質が含まれています。

このため、喫煙や受動喫煙により、健康に悪影響を及ぼす可能性は、否定できません。



Q うちには空気洗浄機があるから大丈夫だと思うけど？

A 空気清浄機は、たばこの煙に含まれる有害物質（一酸化炭素等）のすべてを除去することはできません。説明書やパンフレットの注意書きをよく見てみましょう。

大手家電メーカーのパンフレット記載例

【空気清浄機の集じん・脱臭能力について】

- ・たばこの有害物質（一酸化炭素など）は、除去できません。
- ・発生し続けている臭い等は、除去しきれないことがあります。

Q 禁煙や分煙と書いたステッカーを見かけたけど・・・？

A 兵庫県では、平成25年4月から「受動喫煙の防止等に関する条例」を施行しています。不特定、または多数の人が利用する施設は、その種類や規模により、禁煙、分煙等の対策を講じるとともに、その喫煙環境（禁煙、分煙等）を表示する必要があります。

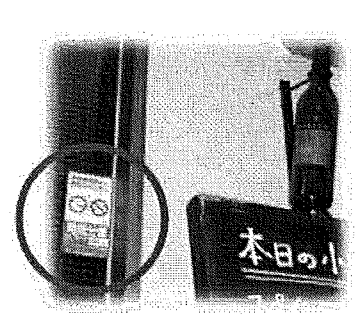
県民の皆さん、喫煙が禁止されている場所では、たばこを吸わないでください。

そして、受動喫煙に対する関心・理解を深め、受動喫煙の防止にご協力をお願いします。

『禁煙』のレストラン

『分煙』の居酒屋

『時間分煙』のレストラン



条例の詳細は、
兵庫県ホームページ
をご覧ください。



兵庫県 受動喫煙

検索

【発行】

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課

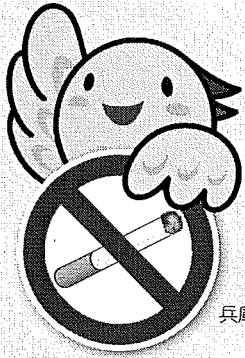
TEL: 078-341-7711 (内線 3269)

FAX: 078-362-3913

E-mail: kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

- ・条例は私的な区域における喫煙を制限するものではありません。
- ・あなたやあなたの周りの人の健康のため、禁煙に取り組みましょう。

28 健 P2-122A3



兵庫県マスコット はばタン

気づいてる？
まわいが泣いてる
その煙

受動喫煙とは……他人のたばこの煙を吸わされることをいいます

県民の
皆さんへ
喫煙を禁止されている
区域で、たばこを吸わ
ないでください。

保護者の
皆さんへ
喫煙区域に未成年者を
立ち入らせない
ようにしてください。

施設管理者
の皆さんへ
禁煙や分煙などの
対応を行い、その内容
を表示してください。

県民の健康で快適な生活の維持を図るため、

受動喫煙の防止に取り組みましょう

兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」は、
不特定又は多数の人が出入りする空間（公共的空間）^{注1}を有するすべての施設が対象です

条例の対象となる施設の区分		規制内容（必要な対応）	
1	幼稚園、保育所、小・中・高校 など		敷地内・建物内のすべてを禁煙
	病院・診療所、官公庁、児童福祉施設 など		建物内のすべてを禁煙
	大学、専修学校、薬局 など		(注1) 建物内の公共的空間を禁煙
2	金融機関 物品販売店 公共交通機関 運動施設 公衆浴場 図書館・博物館・美術館 公園 社会福祉施設 動物園・遊園地	 	(注1) 建物内の公共的空間を ・禁煙 ・厳格な分煙 ^(注2) } のいずれか
	飲食店・理容所・美容所（客室面積が100㎡を超える施設に限る） 宿泊施設の共用部分（通路等）及びフロントロビー （フロントロビー面積100㎡超に限る） など		
3	飲食店・理容所・美容所 （客室面積が100㎡以下の施設に限る） 宿泊施設のフロントロビー （フロントロビー面積100㎡以下に限る） ※ テナントビル等の共用部分と区画されていない店舗は上記2の区分です。	 	(注1) 建物内の公共的空間を ・禁煙 ^(注2) ・厳格な分煙 ・時間分煙 ・喫煙 } のいずれか
4	劇場、映画館 など	 	(注1) 建物内の公共的空間を ・禁煙 ^(注2) ・厳格な分煙 ・時間分煙 } のいずれか

(注1) 「公共的空間」には次に掲げる区域は含まれません。
①居室、事務室など、従業員等の特定の者が利用、又は出入りする区域
②会議室、宴会場、個室など、特定の利用者が一時的に貸し切って利用する区域
(注2) 「厳格な分煙」は、裏面をご覧ください。

施設の喫煙環境を表示してください

県では以下のステッカーを無償で配布しています



「禁煙」の施設



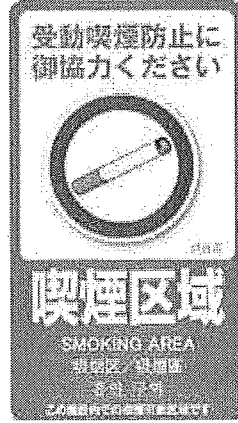
施設外に喫煙場所を設置する場合は、施設内に煙が流れ込まないようにしてください。

「厳格な分煙」の施設



施設の入口等に掲示

喫煙区域に未成年者を立ち入らせないようにしてください。



喫煙区域の入口等に掲示

「時間分煙」の施設

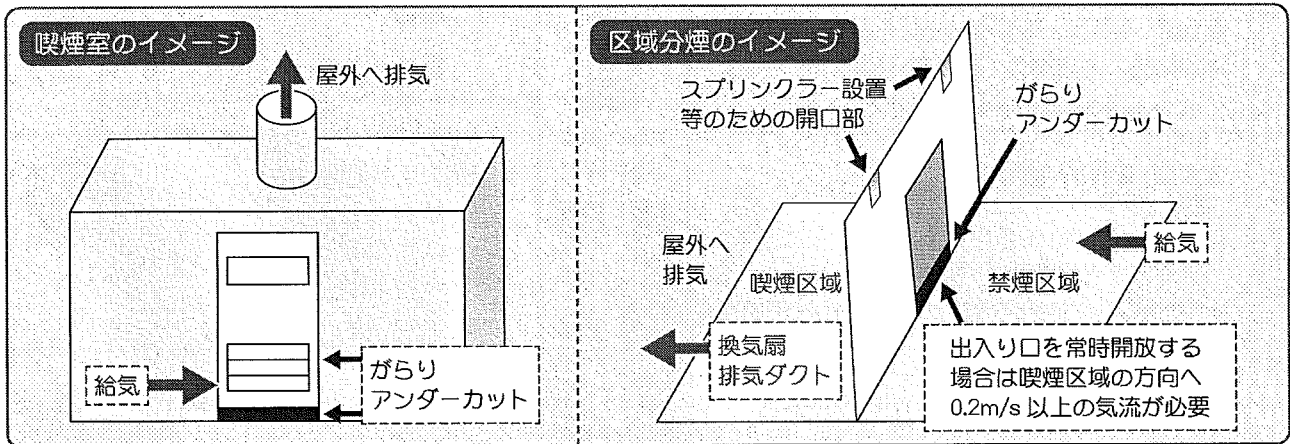


喫煙可能時間に未成年者を立ち入らせないようにしてください。

※表面の3・4の施設に限ります。

※上記のほか、喫煙が可能な施設（表面3の施設）で掲示するためのステッカーも作成しています。

「厳格な分煙」は、たばこの煙が禁煙区域へ直接流入しないよう、床面から天井まで達する壁等で仕切り、かつ、常にたばこの煙を直接屋外に排出できる設備などを備える必要があります。（下図参照）



条例の詳細は、
兵庫県ホームページ
をご覧ください。



兵庫県 受動喫煙

検索

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課

Tel:078-341-7711 (内線 3245・3269)

Fax:078-362-3913

E-mail:kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

- ・条例は私的な区域における喫煙を制限するものではありません。
- ・あなたやあなたの周りの人の健康のため、禁煙に取り組みましょう。

27 健 P2-094A4

働きやすい職場づくりを応援します

例えば、会社にこんな問題はありませんか？

- ・ 従業員が結婚・出産・介護で辞めてしまう…
- ・ 長時間残業ありきの職場で、従業員の「やる気」、「生産性」が低下している…



そのお悩み、「ワーク・ライフ・バランス」が解決します！

＼ ワーク・ライフ・バランスの取組とは ／

事業主

- ・ 人材の確保・定着
- ・ 残業コスト削減
- ・ 生産性アップ

従業員

- ・ 育児しながら働く
- ・ 介護しながら働く
- ・ 残業を減らす

そのために

- 働き方の見直し
 - ・ 業務効率化・平準化
- 仕事と生活の両立支援
 - ・ 育児・介護両立支援制度の充実や制度利用の促進
- 多様な働き方の導入
 - ・ 在宅勤務やフレックスタイム等
- 風通しのよい職場づくり

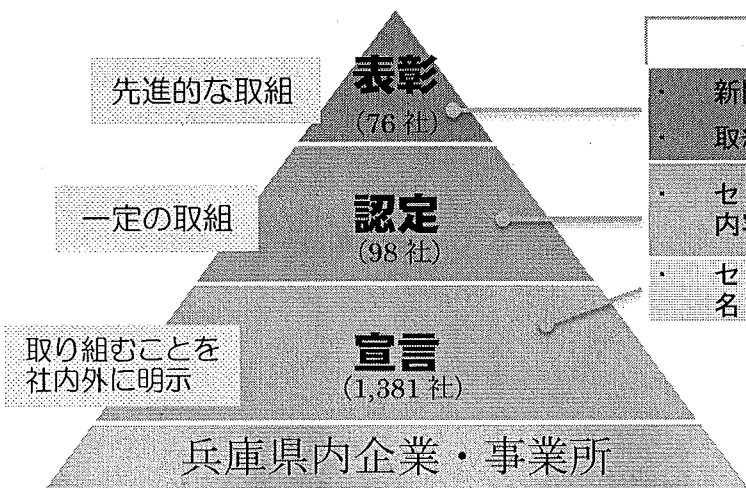
多様で柔軟な働き方が可能な職場環境を提供し、業務効率化等の働き方の見直しを行うことにより、優秀な人材の確保と生産性の向上が可能に

自らの働き方を見直し、時間効率の向上に取り組むことにより、心身ともに健康で、育児・介護との両立やライフステージに応じたキャリア形成が可能に

ひょうご仕事と生活センターでは、企業のワーク・ライフ・バランス(WLB)の取組を無料で支援しています。企業ごとの現状・課題に沿った取組策をご提案し、取組の導入から効果の検証までワンストップで支援します。



WLB「宣言→認定→表彰」制度



※企業数はH29.1月末現在

センターによるPR	募集時期
<ul style="list-style-type: none"> 新聞等で取組の詳細を紹介 取組事例集を大学等に配布 	5～7月頃
<ul style="list-style-type: none"> センター、兵庫県のHPで取組内容を掲載 	上期：5～7月頃 下期：12～1月頃
<ul style="list-style-type: none"> センター、兵庫県のHPで企業名を掲載 	随時



表彰式

ワーク・ライフ・バランス 助成金

	中小企業育児・介護等 離職者雇用助成金	中小企業育児・介護 代替要員確保支援助成金	仕事と生活の調和推進 環境整備支援助成金												
事業主規模	企業全体の従業員が300人以下														
	申請に係る事業所の従業員が20人以下 (会社法で定義する株式会社等は100人以下)		—												
支給対象	過去に企業等を 結婚、妊娠、出産、育児、配偶 者の転勤、介護により離職した 方を新たに雇用	従業員の ①育児・介護休業 又は ②育児・介護短時間勤務 に対し、代替要員を新たに雇用	多様で柔軟な働き方を促進する ことを目的として、職場環境(ハ ード)整備を行う												
支給額	対象労働者1人につき	①休業コース 休業者の 代替要員の賃金の1/2 ②短時間勤務コース 短時間勤務部分の 代替要員の賃金の1/2 (月額上限10万円、総額上限100万円)	対象経費の1/2 (上限200万円) 対象となる事業の例 ・女性や高齢者の職域拡大 (専用更衣室、補助機器等) ・多様な働き方導入 (在宅勤務、託児スペース等)												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>正社員</td> <td>短時間 正社員</td> <td>パート 非正社員</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td colspan="2">30万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">29年度 ※</td> <td>50万円</td> <td>40万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">国の両立支援等助成金(育児・介護等離職者再雇用支援コース)(仮称)の受給対象となる場合は差額を支給</td> </tr> </table>				正社員	短時間 正社員	パート 非正社員	28年度	30万円		15万円	29年度 ※	50万円	40万円	20万円
	正社員	短時間 正社員	パート 非正社員												
28年度	30万円		15万円												
29年度 ※	50万円	40万円	20万円												
	国の両立支援等助成金(育児・介護等離職者再雇用支援コース)(仮称)の受給対象となる場合は差額を支給														

※平成29年度の事業内容は、現在兵庫県議会で審議中です。

助成金の支給要件等の詳細については、センターHPや助成金リーフレットをご確認ください。

公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター

※法人県民税の超過課税を財源とした兵庫県の委託事業です

開館日 : 月～金(祝休日、年末年始を除く)
 時間 : 9時～17時
 TEL : 078-381-5277
 FAX : 078-381-5288
 ホームページ : <http://www.hyogo-wlb.jp/>
 Eメール : info@hyogo-wlb.jp

障害者総合支援法 関係事業者説明会資料

【平成29年3月21/22日】

- ①障害者差別解消の推進について
- ②障害者虐待の防止について



兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害福祉課
障害政策班（障害者権利擁護担当）

①障害者差別解消の推進

01 障害者差別解消法の基本構造

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

第一条 この法律は、**〔略〕**全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ **〔略〕**障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

KeyWord 1

不当な差別的取扱いの禁止

行政機関等・民間事業者 → 法的義務

正当な理由がないのに、障害があるということでサービス等の提供の拒否・制限をすること

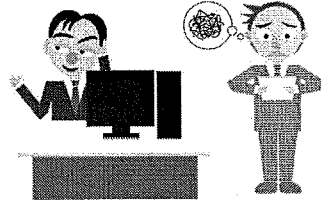


KeyWord 2

合理的配慮の不提供の禁止

行政機関等→法的義務 民間事業者→努力義務

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、社会的障壁を取り除く合理的な配慮をしないこと



合理的配慮を分かりやすく・詳しく言うと…

- ① 障害者とそうでない者との機会の平等を実現するため
- ② 不特定多数の障害者のニーズではなく、個々の特定の場面において、特定の障害者個人のニーズに応じ
- ③ 非過重負担の範囲内で提供されるもの

※不特定多数の障害者のためにあらかじめ対応することは「環境整備」(バリアフリー、アクセシビリティ等)という。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

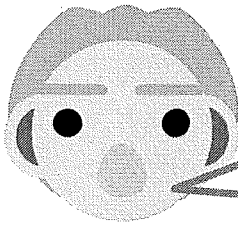
02 障害者差別解消法による規制

		差別解消法	雇用促進法	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の不提供の禁止	環境整備	相談体制の整備	自主的紛争解決の仕組み
行政機関	一般的な事項 (サービスの提供等)	○		法的義務 【第7条】	法的義務 【第7条】	努力義務 【第5条】	法的義務 【第14条】	
	事業主の立場で 労働者に行う措置 (雇用・就業等)		○	(適用除外) ※地公法第13条 で法的義務	法的義務		法的義務 【第36条の4】	(適用除外) ※人事委員会の 既存制度対応
事業者	一般的な事項 (サービスの提供等)	○		法的義務 【第8条】	努力義務 【第8条】	努力義務 【第5条】	望ましい 【各対応指針】	
	事業主の立場で 労働者に行う措置 (雇用・就業等)		○	法的義務 【第34-35条】	法的義務 【第36条の2-3】		法的義務 【第36条の4】	努力義務 【第74条の4】

- ※ 事業者が法違反をした場合は、「主務大臣による報告の徴収並びに助言、指導及び勧告」(差別解消法第12条)が行われることがある(個別法で監督権限が地方公共団体の長に移譲されている場合は都道府県知事・市町村長が実施)。
- ※ 公務員が法違反をした場合は、その行為の処分性の有無により、行政不服審査法に基づく不服申立または当該機関の服務規律によって、処分等が行われることがある。
- ※ 障害者差別解消法には私法上の効力はなく、障害者の救済は民法の一般原則(不法行為、名誉毀損、公序良俗・信義則違反)に基づき、民事訴訟での対応が必要になる。
- ※ 障害者差別解消法では、①私人による差別行為、②障害者間の差別、③間接的な差別は規制の対象とはならない。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

03 職員・社員に求められる対応



障害者

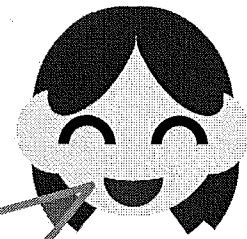
どうして〇〇〇してもらえないんだ。
障害者差別解消法の合理的配慮の提供
義務違反だ！

申し訳ありませんが、×××の事情で、
ご要望にお答えすることが難しいのです。

【理由の説明】

〇〇〇のかわりに、△△△という方法で
お願いできないでしょうか。

【代替案の提示】



職員

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

04 不当な差別的取扱いの事例

- ①障害を理由に、窓口対応を拒否する。
- ②障害を理由に、対応の順序を後回しにする。
- ③障害を理由に、書面や資料を渡さない。
- ④障害を理由に、シンポジウム等への出席を拒む。
- ⑤特に必要がないにもかかわらず、付添者の同行を求める等の条件を付ける。
- ⑥本人を無視し、介助者・付添者のみに話し掛ける。
- ⑦身体障害者補助犬の帯同を理由に乗車を拒否する。【交通】
- ⑧障害者向け物件は扱っていないと門前払いする。【不動産】
- ⑨障害者の希望を調整せず、仲介を断る。【不動産】
- ⑩仮利用期間を設けたり、他の利用者の同意を求める等、他の利用者と異なる手順を課す。【福祉施設】





兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

05 望ましい合理的配慮の事例

- ① 障害者の駐車スペースを建物の近くにする。
- ② 別室での休憩の申し出があったが、部屋の確保が困難であるため、事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- ③ 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等の多様なコミュニケーション手段を用いる。
- ④ 視覚障害者に会議資料を送付する際、読み上げソフトに対応できるようにテキストデータで提供する。
- ⑤ 書類記入の依頼時に、本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- ⑥ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- ⑦ 入学・資格試験等において、別室受験・時間延長・読み上げ機能等の使用を許可する。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

06 厚労省 福祉事業者向け対応指針

<p>基本的な考え方</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 不当な差別的取扱い【正当な理由が否かを「客観的」に判断】(p.10) <ul style="list-style-type: none"> □客観的な事実に基づき、第三者のから見ても納得を得られるような客観性が必要 等 2 合理的配慮【基本的な考え方】(pp.11-12) <ul style="list-style-type: none"> □障害特性や具体的場面・状況に応じて異なる多様かつ個性の高いもの □社会的障壁の除去のための手段等について様々な要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるもの □技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変遷することにも留意すべき □職員に対する研修等のソフト面の対応も重要 等
<p>障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 不当な差別的取扱い (pp.13-15) <ul style="list-style-type: none"> □サービスの利用を拒否・制限すること(人員設備体制的に対応可能なのに医療的ケアの必要な障害者、重度の障害者、多動の障害者の福祉サービスの利用を拒否すること等) 等 2 合理的配慮 (pp.17-18) <ul style="list-style-type: none"> □基準・手順の柔軟な変更 □物理的環境への配慮(段差へのスロープ設置、マンパワーによる上下階移動のサポート等) □補助器具・サービスの提供 等
<p>事業者における相談体制の整備</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉の専門知識及び技術をもって福祉サービスを提供する事業者については、特に、その基本的専門性に鑑み、より充実した相談体制の整備をはじめ、日頃から、障害に関する理解や人権意識の向上・障害者の権利擁護に向けた職員の研修に積極的に取り組むことが重要 2 事業所において相談窓口等を設置(事業所における既存の苦情解決体制や相談窓口を活用することも選択肢)する際には、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報の周知を図り、利用しやすいものとするよう努めることが必要 3 対面のほか、電話・ファクス・電子メール等の多様な手段を用意しておくことが重要
<p>事業者における研修・啓発</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者差別は、障害に関する知識・理解の不足、意識の偏り等により引き起こされることが大きいと考えられることから、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重する共生社会をめざすことの意義を職員が理解することが重要 2 研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、事業所の地域の取組の中で近隣住民への理解を促していくことが重要 等

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

07 厚労省 差別禁止指針・合理的配慮指針

雇用面における差別解消の基本的な仕組み ※就A及び障害者雇用を実施している事業所が該当

- ①雇用分野において、障害者であることを理由に障害のない人との不当な差別的取扱いを禁止（義務）
- ②雇用分野において、障害者である労働者に対して合理的配慮の不提供を禁止（義務）
- ③雇用分野において、障害者である労働者からの相談体制の整備（義務）と苦情の自主的な解決（努力義務）

事業主としての責務

【法的義務】

- ①均等な機会の付与（募集・採用）
- ②不当な差別的取扱いの禁止（採用後）
- ③合理的配慮の提供（募集～採用後）
- ④相談窓口の設置

【努力義務】

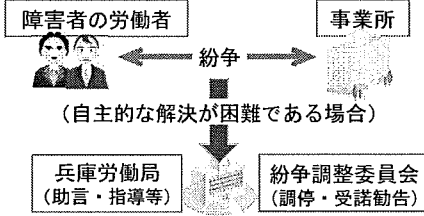
- ⑤苦情処理・紛争解決の援助

厚生労働省

- ①障害者差別禁止指針
- ②合理的配慮指針
- ③合理的配慮指針事例集

事例集は今後も更新が
続けられる予定

苦情処理・紛争解決援助



障害者差別禁止指針・合理的配慮指針の概要

障害者差別禁止指針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対象となる事業主の範囲は、全ての事業主 (2) 募集・採用、賃金、配置、昇進、降格、教育訓練等の各項目において、障害者であることを理由に障害者を排除することや、障害者に対してのみ不利な条件とすること等が差別に該当 (例. 障害者を募集・採用の対象から排除、採用基準を満たす者から障害者でない者を優先して採用等) (3) 障害者を有利に扱うことや、能力等を適正に評価して異なる取扱いを行うことは不当な差別に該当せず
合理的配慮指針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対象となる事業主の範囲は、全ての事業主 (2) 合理的配慮の手続きは、①募集・採用時は障害者から申し入れ、②採用後は事業主から確認 (3) 合理的配慮の内容を確定すれば内容・理由を障害者に説明（過重な負担と判断した場合はその理由も） (4) 過重性の判断は、①事業活動への影響、②実現困難度、③費用・負担の程度、④財務、⑤公的支援の有無 (5) 相談窓口への相談が不利益取扱いにならないことを定め、労働者に周知

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

② 障害者虐待の防止

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

08 障害者虐待に関する新聞報道

虐待問題 刑事告発へ

高砂児童学園 市、暴行容疑で

高砂市立高砂児童学園で、園児が腕をつわられるなどの虐待を受けたとされる問題で、同市は10日、容疑者不詳のまま、暴行容疑で高砂署に近く刑事告発すると発表された。

市によると、学園では昨年10月から今年にかけて虐待疑いのケースが4件あったという。このうち2件については、加害者を自警したと

入所男性に暴行容疑 障害者施設の男逮捕

加古川市内の障害者支援施設で、知的障害のある入所男性の胸にアロレス技の「リアクト」を打ち付け、暴行を加えたとして、加古川署は6日、暴行容疑で姫路市香寺町溝口、障害者支援施設職員、大塚拓弥容疑者(26)を逮捕した。「間違いはない」と容疑を認めているが、同署が動機などを調べている。

逮捕容疑は、昨年9月26日午後7時55分ごろ、加古川市志方町大塚の障害者支援施設「ハピネスさつま」で、入所男性(44)の胸を左腕で殴る暴行を加えたとして、同署は平成27年4月から勤務。石塚三智子施設長は「家族には大変申し訳ない。再発防止に努めたい」と陳謝した。

同施設によると、大塚容疑者は平成27年4月から勤務。石塚三智子施設長は「家族には大変申し訳ない。再発防止に努めたい」と陳謝した。

平成28年3月7日
産経新聞

平成27年10月11日
朝日新聞

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

09 虐待通報・認定等件数と傾向

- ### 傾向のポイント
- 1 法施行から4年経過による制度定着効果もあり、**通報・認定件数ともにほぼ前年度並**(全国通報件数は増加)
 (通報: ㊦302件→㊦314件)
 (認定: ㊦65件→㊦63件)
 ※ただし、本県では養護者虐待については、通報・認定件数ともに増加
 - 2 **施設内虐待の通報は職員によるものが最も多く(34.1%)**、内部通報がある程度有効に機能
 - 3 被虐待者の障害種別では**知的障害者が全体の47.4%**、虐待行為類型では**身体的虐待が全体の44.7%**
 - 4 虐待が発生した施設の共通の特徴として、①介護人材の不足、②職員の資質、③運営法人幹部の認識不足、④組織内コミュニケーションの不足、⑤通報義務の認識不足等が挙げられる。

【平成26-27年度虐待通報等及び認定(件) ※カッコ内は全国計】

	平成26年度		平成27年度	
	通報等件数	認定件数	通報等件数	認定件数
施設従事者等	93 (1,746)	18 (311)	101 (2,160)	11 (339)
養護者	179 (4,458)	47 (1,666)	197 (4,450)	52 (1,593)
使用者	30 (664)	[6] ([299])	16 (848)	[6] ([507])
計	302 (6,868)	65 (1,977)	314 (7,458)	63 (1,932)

※使用者虐待は県・市に通報があったもので、虐待の疑いありと労働局に報告した件数のみ計上している(認定件数の計に含まず)。

【平成27年度虐待種別・被虐待者種別(件) ※使用者は労働局別途集計】

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	計
施設従事者等	8	0	5	1	0	14
養護者	34	1	19	12	14	80
計	42	1	24	13	14	94

	身体障害	知的障害	精神的障害	発達障害	その他	計
施設従事者等	7	7	1	0	0	15
養護者	18	29	14	0	0	61
計	25	36	15	0	0	76

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

10 障害者虐待防止法と刑法の関係

障害者虐待は刑事罰の対象となり得ることを認識すべき

身体的虐待	刑法第199条（殺人罪）、第204条（傷害罪）、第208条（暴行罪）、第220条（逮捕監禁罪）
性的虐待	刑法第176条（強制わいせつ罪）、第177条（強姦罪）、第178条（強制わいせつ罪・準強姦罪）
心理的虐待	刑法第222条（脅迫罪）、第223条（強要罪）、第230条（名誉毀損罪）、第231条（侮辱罪）
放棄・放任	刑法第218条（保護責任者遺棄罪）
経済的虐待	刑法第235条（窃盗罪）、第246条（詐欺罪）、第249条（恐喝罪）、第252条（横領罪）



具体的な事例による考察

- 1 利用者の頭を殴る ⇨ 暴行罪に該当（傷害罪には「全治〇ヶ月の〇〇」という診断が必要）
- 2 利用者に本を投げつける ⇨ 当たらなくても本人に向けて投げれば暴行罪に該当（人への有形力の行使）

【暴行】 人に対する有形力の行使（物理的な力の行使） [2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金等]
 【傷害】 他人の身体の生理的機能を毀損すること [15年以下の懲役又は50万円以下の罰金]
- 3 利用者に「今日ご飯をあげないぞ」と発言する ⇨ 場合によっては脅迫罪・強要罪に該当（要経過確認）
- 4 利用者に「殺すぞ」と発言する ⇨ 脅迫罪に該当
- 5 利用者に「アホ」と発言する ⇨ 形式的には侮辱罪に該当（ただし親告罪なので告訴が必要）

虐待行為に関する虐待者以外の職員の刑事責任

- 1 単なる傍観者 ⇨ 原則として刑事的な責任は問えないが、以下の場合はその限りではない

①直接加害行為に関与していなくても、共犯の成立が認められる場合（言葉での加担、悲鳴等が聞こえないように窓を閉める等）。
 ②一定の作為義務がありながら（上司・同僚等）その行為を行わなかった場合
- 2 施設運営法人 ⇨ 暴行・傷害罪は刑事責任を問えない（虐待防止法に法人に対する罰則規定がないため）

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

11 法の趣旨等を踏まえた適切な支援

- 1 法人及び施設の幹部職員が障害者虐待に関する正しい理解と認識を持ち、組織として虐待防止のための取組を進め、ガバナンスを有効に機能させること
- 2 倫理綱領や行動規範、虐待防止マニュアル、チェックリスト等を整備し、定期的な職員研修等を通じた周知徹底及び知識・支援技術の向上を図ること
- 3 福祉サービス第三者評価事業の活用、虐待防止委員会への第三者委員の参画、苦情相談窓口の設置等により、継続的に外部からの評価・チェックを受ける機会を設けることや、地域・家族に開かれた施設運営に取り組むこと
- 4 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務を徹底するとともに、通報を行った者に対し、通報を理由とする不利益な扱いを行ってはならないこと
- 5 障害者虐待は刑法に基づく刑事罰に該当し得る行為であること
- 6 個別支援計画に基づく適切な支援を実施し、定期的な評価・見直しを通じて利用者本位の支援を徹底すること
- 7 同性による介護を促進するとともに、居室等、職員と利用者が1対1になりやすい環境での支援には十分な注意を払うこと
- 8 職員が支援に関する悩みを相談できる体制を整備するとともに、施設管理者等による定期的な面談を通じて職員の悩みやストレスを把握し、必要な改善を施すこと
- 9 職員同士がコミュニケーションを図りやすい環境を整備すること
- 10 その他、法やマニュアル（厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等）等を参照し、利用者の人権を尊重し、その尊厳にふさわしい支援を行うこと

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

留意事項（居宅系、GH、相談支援）

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（加算届）の取り扱いについて

新年度の提出期限

① 処遇改善加算計画書

4月14日（金）までに提出

② 前年度実績等により4月から変更が生じる場合

4月14日（金）までに提出

③ 制度変更のない加算届（加算単位が増える場合）

※4月から算定分については、既に締切済

4月14日（金）までに提出 → 5月から算定

5月15日（月）までに提出 → 6月から算定

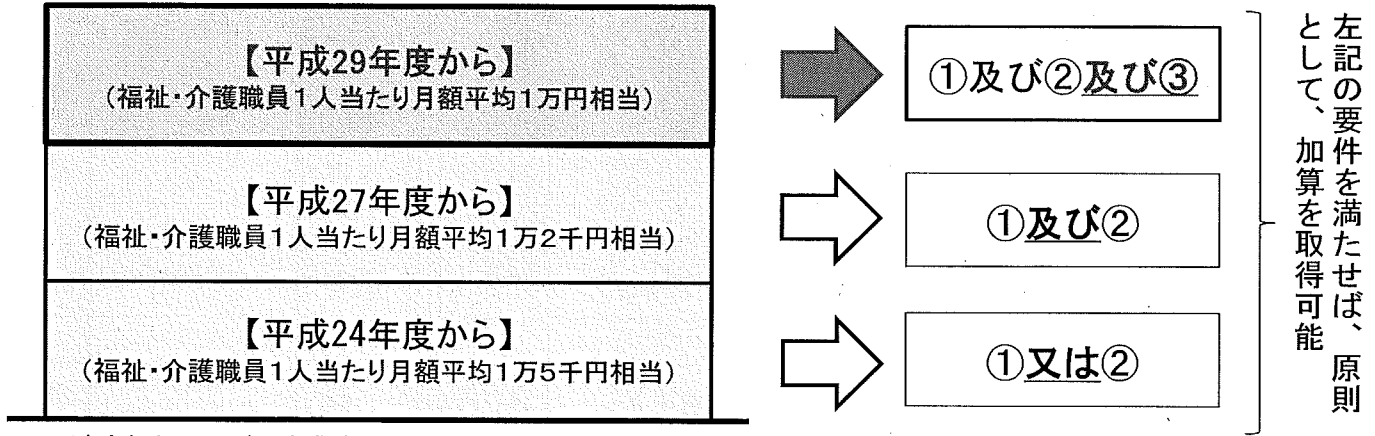
障害福祉サービス等における福祉・介護職員の処遇改善 (福祉・介護職員処遇改善加算の拡充)

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、平成29年度から、福祉・介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乘せ評価を行う加算を創設。(報酬改定)

キャリアパス要件

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること(新設)



※ 障害福祉サービス事業者は、加算として得た額以上の賃金改善を実施することが求められる。

福祉・介護職員処遇改善加算の区分

	加算(I) (新規) (月額3万7千円相当)	加算(II) (※旧加算(I)) (月額2万7千円相当)	加算(III) (※旧加算(II)) (月額1万5千円相当)	加算(IV) (※旧加算(III)) (加算(III)×0.9)	加算(V) (※加算(IV)) (加算(III)×0.8)
算定要件	キャリアパス要件 I 及び キャリアパス要件 II 及び キャリアパス要件 III + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件 I 及び キャリアパス要件 II + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件 I 又は キャリアパス要件 II + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件 I 及び キャリアパス要件 II + 職場環境等要件のいずれかを満たす	キャリアパス要件 I 及び キャリアパス要件 II + 職場環境等要件のいずれも満たさず

(注) 「キャリアパス要件 I」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件 II」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件 III」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

処遇改善加算（拡充後）におけるキャリアアップの仕組みのイメージ

職位・職責・職務内容等に応じた賃金体系

職位	月給例
主任	36万円
班長	32万円
一般	28万円

どのような場合に昇給するのかが必ずしも明らかでない。

事業者において以下の①～③のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けることを新たに要件とする

(就業規則等の明確な根拠規定の書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む)※昇給の方式は、基本給、手当、賞与等を問わない。

(例) ①経験

職位	勤続年数	月給例
主任	6年～	36万円
班長	3～6年	32万円
一般	～3年	28万円

(例) ②資格

職位	資格	月給例
主任	事業者が指定する資格を取得	36万円
班長	介護福祉士	32万円
一般	資格なし	28万円

(例) ③評価

職位	実技試験の結果	月給例
主任	班長試験でS評価	36万円
班長	一般試験でA評価以上	32万円
一般	一般試験でB評価以下	28万円

- ※1 「経験」…「勤続年数」「経験年数」などを想定。
- ※2 「資格」…「介護福祉士」、「社会福祉士」、「PSW」などを想定。ただし、介護福祉士資格等を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
- ※3 「評価」…「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価(採点)基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率について

1. 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率					福祉・介護職員処遇改善特別加算
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ	
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%			4.1%
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%			2.6%
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%			4.1%
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%			3.4%
療養介護	3.5%	2.5%	1.4%			0.5%
生活介護	4.2%	3.1%	1.7%			0.6%
重度障害者等包括支援	2.5%	1.8%	1.0%			0.3%
施設入所支援	6.9%	5.0%	2.8%			0.9%
自立訓練(機能訓練)	5.7%	4.1%	2.3%			0.8%
自立訓練(生活訓練)	5.7%	4.1%	2.3%			0.8%
就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%	新加算(Ⅲ)により算出した単位×0.9	新加算(Ⅲ)により算出した単位×0.8	0.9%
就労継続支援A型	5.4%	4.0%	2.2%			0.7%
就労継続支援B型	5.2%	3.8%	2.1%			0.7%
共同生活援助(指定共同生活援助)	7.4%	5.4%	3.0%			1.0%
共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助)	17.0%	12.4%	6.9%			2.3%
児童発達支援	7.6%	5.6%	3.1%			1.0%
医療型児童発達支援	14.6%	10.6%	5.9%			2.0%
放課後等デイサービス	8.1%	5.9%	3.3%			1.1%
保育所等訪問支援	7.9%	5.8%	3.2%			1.1%
福祉型障害児入所施設	6.2%	4.5%	2.5%			0.8%
医療型障害児入所施設	3.5%	2.5%	1.4%			0.5%

- * 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の加算率を適用する。
- * 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)	0%

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

平成27年4月より行動援護従事者養成研修が必須化されています。

〔行動援護従業者養成研修と強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）については、一方の研修修了者は、もう一方の研修修了者とみなす。〕

経過措置は平成30年3月31日に終了します。

1 サービス提供責任者の資格要件

行動援護従業者養成研修の修了者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有する者

経過措置（平成30年3月31日まで）

・介護福祉士
・実務者研修修了者
・介護職員基礎研修修了者
・居宅介護従業者養成研修1級修了者
・居宅介護従業者養成研修2級修了者
又は初任者研修修了者で3年以上の実務経験のある者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有する者

2 従業者（サービス提供職員）の資格要件

行動援護従業者養成研修の修了者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者

経過措置（平成30年3月31日まで）

居宅介護従業者の要件を満たす者



知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者

（厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議資料」より抜粋）

(3) 人員配置基準等について

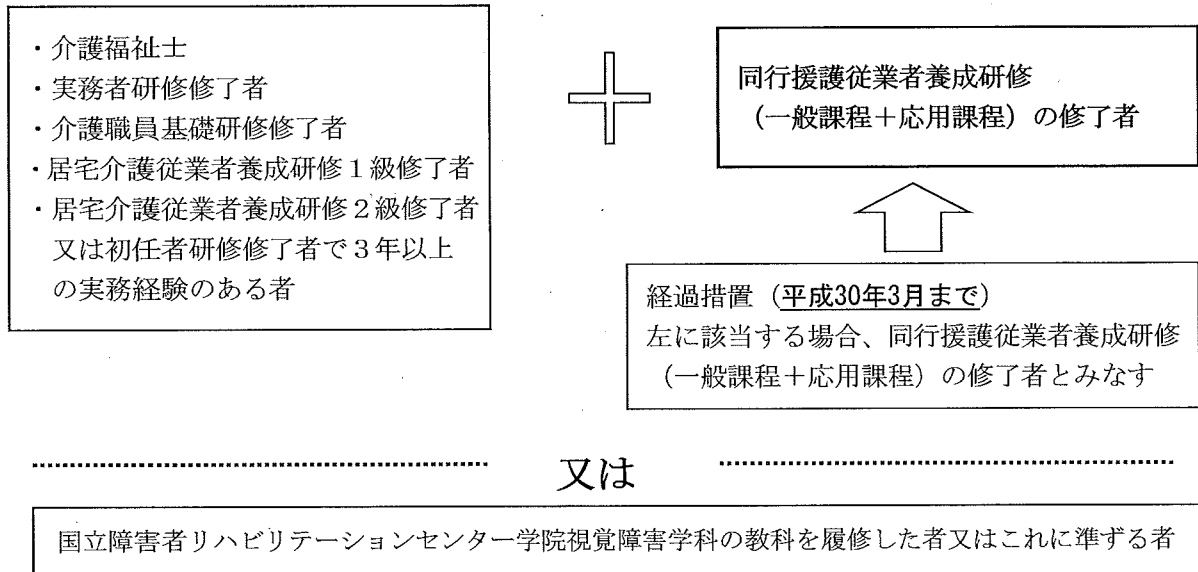
① 行動援護における従業者要件等の見直しについて

行動援護における従業者要件については、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、従業者の更なる資質の向上を図るため行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、平成30年3月31日までの間、経過措置を設けているので、経過措置期間中に経過措置の対象となっている者については、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の積極的な受講を促していただきたい。

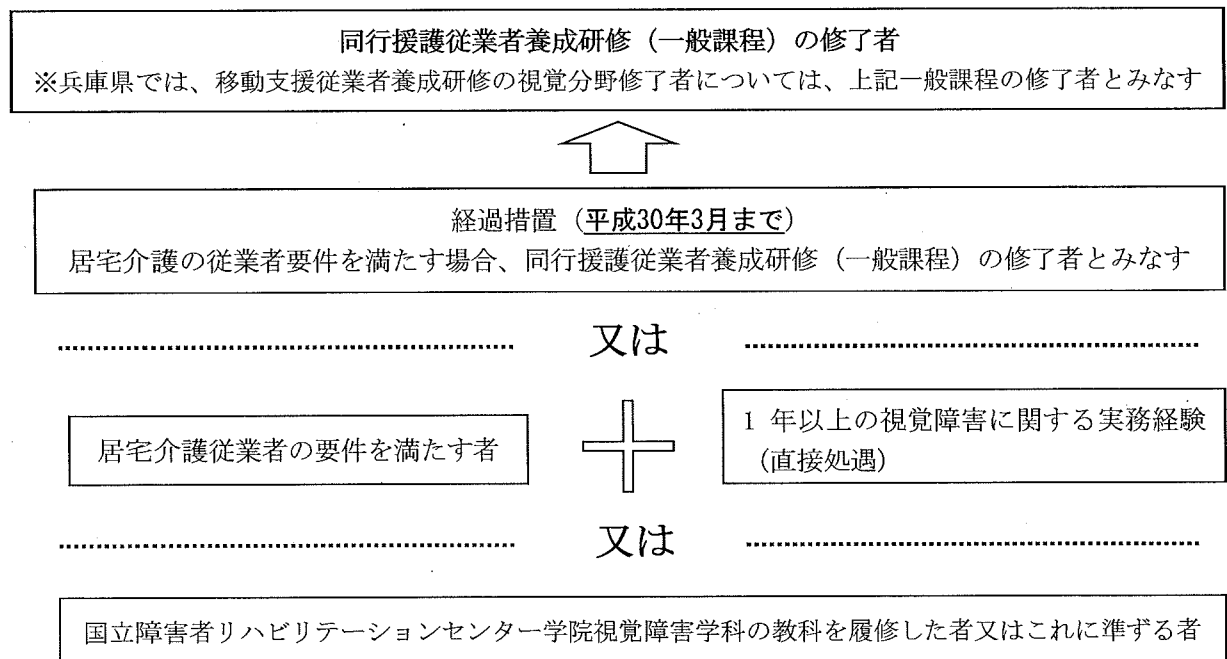
同行援護のサービス提供責任者及び従業者の資格要件について

同行援護に係る人員配置基準上の経過措置は平成30年3月31日に終了します。
経過措置の再延長はありません。

1 サービス提供責任者の資格要件



2 従業者(サービス提供職員)の資格要件



(厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議資料」より抜粋)

② 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、平成30年3月31日まで延長したところである。

経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等については、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について」(平成26年10月1日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、経過措置の延長については今回限りとし再延長は行わないこととしている。

(参考)「同行援護従業者養成研修の受講状況等調査」(厚生労働省調査)

経過措置対象者の状況は以下のとおりである。(28年10月1日現在、全国集計値)

- ① 従業者：全従業者(サービス提供責任者除く)のうち約23%が経過措置対象者
- ② サービス提供責任者：全サービス提供責任者のうち約26%が経過措置対象者

居宅介護初任者研修課程修了者、3級ヘルパーについて

(厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議資料」より抜粋)

③ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の1つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験3年以上」については、「暫定的な要件(※)」としてきた。なお、介護保険における訪問介護では、平成27年度より報酬上30%減算の取扱いとしているところである。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果において、居宅介護職員初任者研修課程修了者でサービス提供責任者となっている者は全体の3.4%であった。当該要件は、次期報酬改定において見直す方向で検討することを予定している。各都道府県・指定都市・中核市におかれては、サービス提供責任者の資質の向上を図る観点からも、早期に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう、該当する事業所に促されたい。

※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発1206001通知))

イ 訪問系サービスにおけるヘルパーの要件の1つであるいわゆる3級ヘルパーについては、介護保険における訪問介護では平成21年度より報酬上の評価を廃止したところであるが、障害福祉の訪問系サービスにおける3級ヘルパーに関する取扱いについては、知的・精神障害者が本研修を修了し、指定障害福祉サービス事業所等の従業者として従事している例があること等に鑑み、現在でも従事可能としている。平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果において、3級ヘルパーとして従事している者は全体の0.4%であった。各都道府県においては、ヘルパーの資質向上を図るためにも、居宅介護職員初任者研修の受講を促進していただくようお願いしたい。

なお、3級ヘルパーの要件については、次期報酬改定において、見直す方向で検討することを予定している。ご承知おき願いたい。

居宅介護（家事援助）の適切な実施について

（厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議資料」より抜粋）

② 居宅介護（家事援助）の適切な実施について

居宅介護（家事援助）については、平成27年度予算執行調査等において、「家族等同居人の状況については、支給決定後も含め、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」との指摘や、社会保障審議会障害者部会において、「実質的に相談目的で利用されている事例がある」との指摘を受けたところである。

上記指摘を踏まえ、「居宅介護（家事援助）の適切な実施について」（平成28年3月10日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、以下のとおり、市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意事項をまとめているので、各市町村におかれては、居宅介護（家事援助）の適切な運用をお願いしたい。

ア 市町村における留意事項

- ・相談支援事業所から支給決定に係るサービス等利用計画案が提出された際に、同居人の有無等の状況を確認するとともに、特に、障害支援区分の低い利用者（障害支援区分1又は2）の居宅介護（家事援助）における生活等に関する相談を目的とした長時間（1回あたり概ね1時間以上）利用の場合にあっては、原則として支給決定を行わないこととするが、サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること。
- ・定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認を行うこと。

イ 相談支援事業所における留意事項について

- ・サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）の利用を希望する場合は、居宅介護（家事援助）によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めるなど、適切に作成すること。
- ・モニタリング時に居宅に訪問した際に、家族等の同居人の状況や、サービスの具体的な利用状況等を確認した上で、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行う等適切にサービス利用を行うこと。

ウ 居宅介護事業所における留意事項について

サービス担当者会議等において、例えば、長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）を利用している場合は、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス提供を行うこと。

障 障 発 0310 第 1 号
平 成 28 年 3 月 10 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

居宅介護（家事援助）の適切な実施について

居宅介護（家事援助）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）において、単身の利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病、就労等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者が利用できることとされている。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、サービス等利用計画の作成に当たり、相談支援事業所は、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めるとともに、サービス等利用計画作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整を継続的に行う（モニタリング）こと等により、居宅介護（家事援助）の適切な運用に努めることとされている。

こうしたことを踏まえ、平成 27 年度予算執行調査等において、居宅介護（家事援助）の利用については、「家族等同居人の状況については、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」等の指摘を受けた。

については、居宅介護（家事援助）の適切な運用に資するため、下記のとおり留意事項をまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 居宅介護（家事援助）の利用実態等について

平成 27 年度予算執行調査において、居宅介護（家事援助）の利用については、

- ① 同居人の有無では、全体的に同居人無の方が利用時間が多くなっているが、さらに障害種別や障害支援区分別で分析を行うと、精神障害者の区分 1～3 については、同居人有の者の利用時間が多くなっており、この点について、支援区分の低い精神障害者の状態像を含め、その要因分析を行い、支給内容が適正かどうか確認する必要があるのではないか。
- ② サービス利用者に同居人がいる場合、当該同居人について家事を行うことが困難かどうか調査し、支給の要否を判断する必要があるが、障害者本人からの聞き取りのみ等、同居人の状態を直接同居人に確認していない場合や、支給決定後において、同居人の状況の変化の有無を確認していない場合等、自治体が同居人の状況についても必ずしも十分に把握していないと考えられる例が散見された。

等の調査結果を踏まえ、「家族等同居人の状況については、支給決定後も含め、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」等と指摘されたところ。

また、社会保障審議会障害者部会において、「居宅介護については、実質的に相談目的で利用されている事例がある」との指摘も受けている。

2 居宅介護（家事援助）の適切な運用に向けた留意事項について

上記を踏まえ、以下のとおり市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意事項をまとめたので、内容を御了知の上、居宅介護（家事援助）の適切な運用に努めていただきたい。

(1) 市町村における留意事項について

居宅介護（家事援助）は、単身の利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病、就労等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者が利用できることとなっている。

しかしながら、支給決定時から同居している家族等の状況に変化が生じていたり、個人の状態像や置かれている環境等に比して必要以上に長時間（1回あたり概ね1時間以上）利用されている場合もある。

そのような状況を踏まえ、市町村は、

- ① 相談支援事業所から支給決定に係るサービス等利用計画案が提出された際に、同居人の有無等の状況を確認するとともに、特に、障害支援区分の低い利用者（障害支援区分 1 又は 2）の居宅介護（家事援助）における生活等に関する相談を目的とした長時間（1回あたり概ね1時間以上）利用の場合にあっては、原則として支給決定を行わないこととするが、サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること。
- ② 定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認を行う。等を行うことにより、適切にサービスの支給決定を行うこと。

(2) 相談支援事業所における留意事項について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発第

0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (以下「相談指定基準解釈通知」という。) 第二 2 (11) ⑤において、「サービス等利用計画の作成又は変更に当たっては、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない」としていることを踏まえ、サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間(1回あたり概ね1時間以上)の居宅介護(家事援助)の利用を希望する場合は、居宅介護(家事援助)によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めるなど、適切に作成すること。

また、相談指定基準解釈通知第二 2 (11) ⑤において、「相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整を継続的に行うこと」としていることを踏まえ、モニタリング時に居宅に訪問した際に、家族等の同居人の状況や、サービスの具体的な利用状況等を確認した上で、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行う等適切にサービス利用を行うこと。

(3) 居宅介護事業所における留意事項について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 第三 3 (4) 及び 4 (5) において、「指定居宅介護事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこと」としていることを踏まえ、サービス担当者会議等において、例えば、長時間(1回あたり概ね1時間以上)の居宅介護(家事援助)を利用している場合は、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス提供を行うこと。

業務管理体制整備について

障害者（児）施設・事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。
届出を行っていない事業者については、速やかに届出を行う必要があります。
また、届出事項に変更が生じた場合や、サービスを全て廃止した場合等も届出の必要があります。

- 届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

＝業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類＝

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ・ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定障害児相談支援事業者

- 整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所等の数に応じ定められています。

対象事業者	業務管理体制整備の内容			届出事項
	法令遵守 責任者 の選任	法令遵守 守規程 の整備	定期的 な監査 の実施	
全ての事業者	○	×	×	事業者の名称等、主たる事務所の所在地、 代表者の氏名、生年月日、住所、職名 法令遵守責任者の氏名、生年月日
事業所数 <u>20 以上</u>	○	○	×	上記に加え、法令遵守規程の概要
事業所数 <u>100 以上</u>	○	○	○	上記に加え、業務執行の状況の監査の方法の概要

- 届出先

区 分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
② 計画相談支援又は障害児相談支援のみを行う事業者で、 全ての事業所等が同一市町内に所在する事業者	各市町
③ 上記以外の事業者	兵庫県(各県民局または本庁)、 神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市

※ 兵庫県を届出先とする場合は、法人所在地を所管する各県民局に提出してください。
なお、神戸市所在の法人が複数市で事業を行う場合の届出先は県障害福祉課・障害者支援課です。
(根拠法が障害者総合支援法の場合は障害福祉課、児童福祉法の場合は障害者支援課)

※ 政令・中核市のみで事業を行う場合

○障害者総合支援法に基づく事業

→ 神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市の各市内のみで事業を行う事業者は各市へ

○児童福祉法に基づく事業

→ 神戸市内のみで事業を行う事業者については神戸市へ

*複数の市で事業を運営する事業者の届出先は兵庫県となります。

27年度指導監査における主な指摘内容（居宅系）

□人員に関すること 12件

サービス提供責任者又は従業者の員数が常勤換算方法で配置基準を満たしていない。

従業者の研修修了証明書が確認できない。

□設備に関すること 3件

併設型の短期入所事業所において、短期入所の居室が明確に区分されていない。

□サービス提供手続等に関すること 57件

契約内容及び重要事項説明について、利用者の同意を得ていない。

契約書や重要事項説明書に不備（内容、押印漏れ等）がある。

利用者等への説明、同意、契約締結を行わず、サービス提供していた。

サービス提供記録が作成されていない利用者がある。

サービス提供記録に漏れがある。利用者等から確認を受けていない。

法定代理受領により市町から介護給付費等の支給を受けた場合に、利用者に対し、介護給付費等の額を通知していない。

□個別支援計画の作成等に関すること 38件

個別支援計画を作成していない、または利用者等に交付していない。

個別支援計画について、利用者及びその家族に内容を説明し、同意を得ていない。

サービス提供後に、個別支援計画を提供記録にあわせて変更している。

個別支援計画の定期的な見直しが行われていない。

□運営管理（規程・人事・労務・事務等）に関すること 120件

従業者の勤務表を作成していない。

運営規程の内容が実態と合致していない。

運営規程等の重要事項を事業所の見やすい場所に掲示していない。

変更届（管理者、サービス提供責任者、運営規程等）が提出されていない。

従業者及び退職者が、業務上知り得た利用者等に関する秘密の保持に必要な措置を講じていない。

□苦情処理体制、衛生管理に関すること 11件

苦情の内容や関係機関とのやりとりを記録していない。

□非常災害対策、事故対応に関すること 14件

サービス提供中に事故が発生した場合に、市町へ報告していない。

□自立支援給付費に関すること 19件

サービス提供記録と請求の提供時間が一致しない。

平成28年度中の兵庫県下の障害福祉サービス事業者等の処分案件

処分者	サービス名	取消・効力停止年月日	処分	概要	処分理由
兵庫県	生活介護	2016/5/1	指定取消	不正請求	利用が無かった日に事業所を利用したものと架空請求して、不正に報酬を受け取った。
					利用者が来所せず、職員が訪問して支援したにも関わらず、本来請求できない高い報酬を不正に受け取った。
尼崎市	就労移行支援	2016/9/16	指定取消	不正の手段による指定	常勤・専従で勤務する予定のない者をサービス管理責任者として申請し、事業所指定を取得した。
				人員基準違反	常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。
				運営基準違反	就労移行支援計画の一部を作成していなかった。
				不正請求	人員基準欠如による減算を行わず給付費を不正に請求し、受領した。 就労移行支援計画未作成による減算を行わず給付費を不正に請求し、受領した。
尼崎市	就労移行支援	2017/1/13	指定取消	不正の手段による指定	選任要件を満たしていない者をサービス管理責任者として申請し、事業所指定を取得した。
				人員基準違反	指定時以降一度も選任要件を満たすサービス管理責任者を配置していなかった。
				運営基準違反	就労移行支援計画の一部を作成していなかった。
				不正請求	人員基準欠如による減算を行わず給付費を不正に請求し、受領した。 就労移行支援計画未作成による減算を行わず給付費を不正に請求し、受領した。
				虚偽答弁	実務経験がないにもかかわらず、指定居宅サービス事業所で10年間勤務していたと虚偽の答弁をおこなった。

県実施の研修事業

サービス管理責任者等研修

- 対象者：指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置予定の者
- 研修内容：3日間の分野別研修（共通講義1日、分野別演習2日）
- 実施回数：年1回 ○募集人数：660名（予定）
- その他：サービス種類に対応した分野の研修受講が必要。
また、相談支援従事者研修（2日間の合同講義部分）の受講が必要
- 研修日程、募集時期は現在調整中

<ブラッシュアップ研修>（H27～）

- 対象者：一定の実務経験を有し、現に業務に従事しているサービス管理責任者等
- 実施時期：秋～冬頃

相談支援従事者研修

<初任者研修>

- 対象者：指定相談支援事業所において、相談支援専門員として配置予定の者
- 研修内容：3日間の講義（合同講義2日、集合講義1日）+2日間の演習
- 実施回数：年1回 ○募集人数：250名（予定）
- 研修日程、募集時期は現在調整中

<現任研修>

- 対象者：指定相談支援事業所で相談支援専門員として相談支援業務に従事しており、一定の経験（初任者研修受講後、概ね3年以上）を有する者
※ 初任者研修受講後、5年に1度以上、現任研修の受講が必要
- 実施回数：年2回（予定） ○募集人数：160名（予定）
- 研修内容：3日間の講義・演習
- 研修日程、募集時期は現在調整中

<基礎研修>（H27～）

- 対象者：相談支援業務への従事を志す未経験者又は経験の浅い者
- 実施時期：調整中

<リーダー研修>（H27～）

- 対象者：研修ファシリテーターや地域のリーダー役を担う現任研修の修了者
- 実施時期：調整中

強度行動障害支援者養成研修

- 対象者：[基礎研修] 強度行動障害者の利用が見込まれる事業所等の職員
[実践研修] 基礎研修受講者
- 研修内容：基礎研修、実践研修 どちらも2日間
- 募集人数：各240名（予定）

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（兵庫県介護福祉士会が実施）

＜特定基本研修＞（第三号研修）

- 対象者：居宅サービス事業所等で介護業務に従事している訪問介護員等
たんの吸引等必要な具体的な対象者が想定される者
- 研修内容：3日間（講義と演習）＋対象者の自宅等での実地研修の受講が必要
- 実施時期：年3回（7月、8月、11月（予定））
- 募集時期：4月、6月、8月頃
- 募集人数：60名×1回＋90名×2回＝240名（予定）

＜不特定基本研修＞（第二号研修）

- 対象者：次の施設・事業所の介護職員等（介護福祉士を含む）
障害者支援施設、生活介護事業所、短期入所事業所
福祉型障害児入所施設、障害児通所支援事業所 等
- 研修内容：10日間（講義と演習）＋自施設での実地研修受講が必要
- 実施時期：年2回（7月、9月（予定））
- 募集時期：5月、7月頃
- 募集人数：75名×2回＝150名（予定）

※介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修は、上記の兵庫県介護福祉士会の実施する研修以外に、登録研修機関による研修も行っております。

登録研修機関の連絡先は、県ホームページに掲載しています。
(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/tourokuzigyousya.html>)
研修実施時期等は、直接、各登録研修機関にご確認ください。

障害福祉・介護保険をつなぐ研修

- 研修目的：障害者の高齢化に伴う介護保険サービスへの移行にあたり、切れ目無い支援を実現するため、障害と介護、両方の支援者の共通理解を図る。
- 対象者：相談支援専門員、ケアマネジャー、管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、支援員、行政職員 等（予定）
- 研修内容、実施時期等は現在調整中

グループホームの防火安全対策について

(厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議資料」より抜粋)

グループホームの防火安全対策については、平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟市の障害者グループホームにおける火災を受け、平成25年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が4回開催され、平成26年3月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備等の設置基準の見直しが行われた。見直し後の基準は、平成27年4月1日時点において存する施設については平成30年4月から適用される（新規施設については平成27年4月から適用済）ため、都道府県等におかれては、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いします。

特にスプリンクラー設備については、今回の見直しにより小規模なグループホーム等においても設置が必要となるケースが生じるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な場合も想定されることから、消防庁では、スプリンクラー設備に代えて、小規模なグループホーム等にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備可能とするよう開発・検討を進め、平成28年1月29日に小規模なグループホーム等に対応した新たなパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準等を規定した消防庁告示（「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」（平成28年1月29日消防庁告示第2号））が施行された。この改正により延べ面積275㎡未満の施設に設置が可能なものとして、パッケージ型自動消火設備のⅡ型が規定されたが、これは従来のスプリンクラー設備等と比較して簡便な工事で設置可能なものとされており、また、設置する居室の形状等により、複数のタイプのものから選択可能とのことなので、都道府県等におかれては、このような設備の活用について管内事業者等に周知されたい。

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※¹)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
【入所施設（障害児・重度障害者）、グループホーム（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）項口関係 ①障害児施設（入所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）	275㎡以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設		全ての施設	
【上記以外（延べ面積300㎡以上のもの（利用者を入居させ、又は宿泊させるものは全ての施設））】 ※消防法施行令別表第1（6）項八関係 ①障害児施設（通所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。） ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	6000㎡以上 (平屋建てを除く)		300㎡以上	延べ面積が300㎡以上のもの（利用者を入居させ、または宿泊させるものは全て）	500㎡以上	

★平成27年4月から基準を変更
消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と運動して起動するものとするよう基準を変更

関連資料2

※1 平成27年4月1日時点において存するグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、平成30年3月末までの猶予期間あり。
 ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数の合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの
 ※3 防火区画を設けることによる構造上の免除要件あり(別紙)

パッケージ型自動消火設備の告示改正

総務省消防庁資料

○ 近年、比較的小規模な施設で重大な人的被害を伴う火災が相次いで発生したことを踏まえ、消防法施行令が改正され、自力で避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付け（社会福祉施設は平成27年4月1日施行。有床診療所・病院は平成28年4月1日施行。ともに経過措置あり）

それに伴い、自力避難困難性の高い小規模施設について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置可能施設を拡大

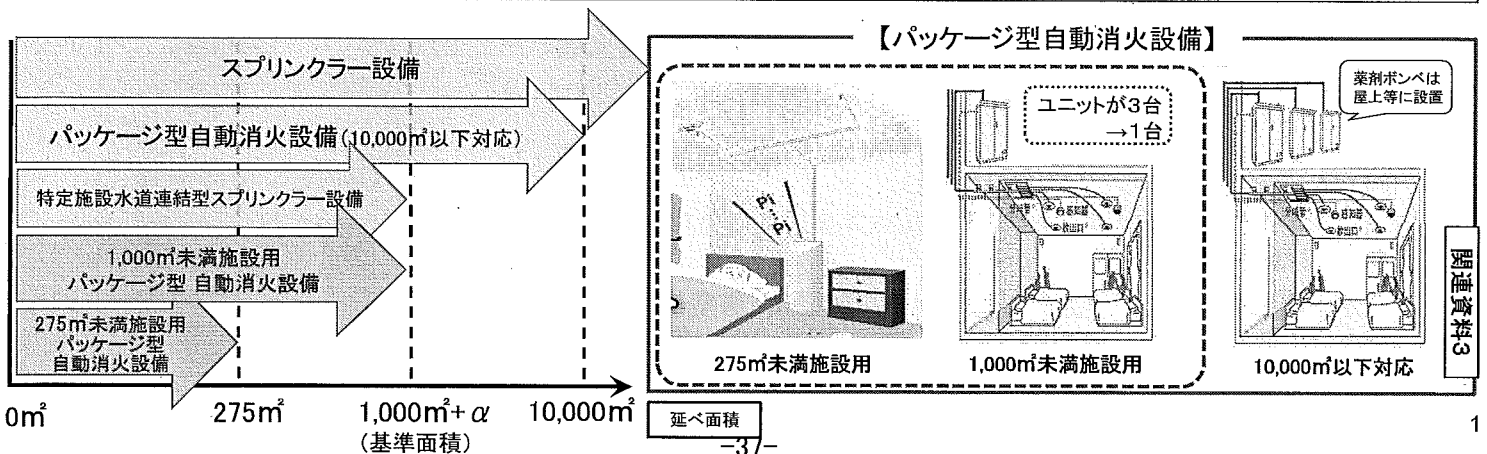
社会福祉施設(延べ面積1,000㎡未満) → 社会福祉施設、有床診療所・病院等(基準面積1,000㎡未満)

※ 基準面積に算入しない部分… 手術室・レントゲン室等の医療施設特有のヘッド免除部分で、一定の防火措置が講じられている部分

○ 比較的小規模な施設に対応したパッケージ型自動消火設備の設置を可能とするため、必要な技術上の基準を策定(H28年1月29日公布・施行)

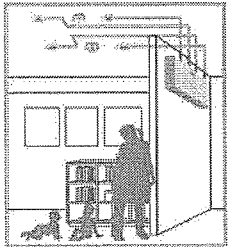
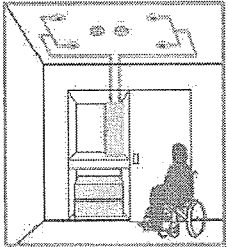
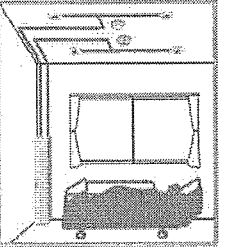
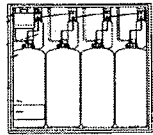
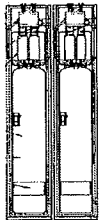
1,000㎡未満施設用:各防火区画に対する構造等は従前のものと同様で、消火薬剤容器等のユニット数を3から1にしたもの

275㎡未満施設用:小規模施設の特に対応した消火性能を有し、居室単位での簡易な工事で設置が可能なもの



関連資料3

パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）の製品開発状況

	製品A	製品B	製品C	製品D	製品E
防護面積	13平方メートル				
消火薬剤 容量	第三種浸潤材等入り水				
	16リットル (4リットル×4本)	18リットル (9リットル×2本)	16リットル (16リットル×1本)	36リットル (9リットル×4本)	36リットル (18リットル×2本)
サイズ(mm)	W900・D180・H400	W380・D205・H830	W230・D205・H1400	W732・D205・H830	W412・D205・H1484
設置 イメージ					
付帯条件	放出口を設置する居室等の壁が、建築基準法施行令第1条第5号で定める準不燃材料の内装仕上げであること。			(内装仕上げ不要)	
認定	平成28年2月認定済み			平成28年6月認定済み	

- 169 -

パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）の設置に係る特例の考え方 (H28.9.13消防予第278号)

グループホーム等にパッケージ型自動消火設備Ⅱ型を設置する際、次の場合は2台以上の設置が求められる。

- (1) 13㎡以下の居室に対し収納設備が設けられ13㎡を超える場合 (図1参照)
- (2) 居室と収納設備の床面積の合計が13㎡以下であっても、居室や収納設備の形状等の理由から1台のⅡ型では防護し難い場合 (図2参照)

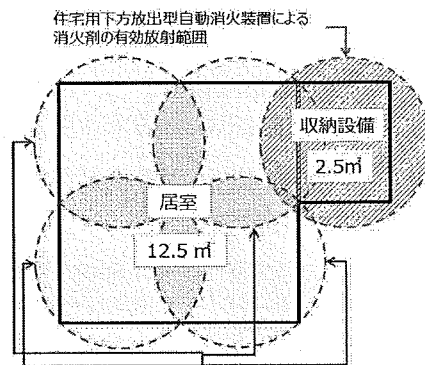


図1

次の1～3の条件を満たす場合は、収納設備は居室と比べて出火危険性が低いこと、居室と比較して体積が小さいため早期の火災感知が可能であること及び防護面積が小さいことに鑑み、令第32条を適用し収納設備に対しⅡ型に代えて住宅用下方放出型自動消火装置を設置しても差し支えない。

- 1 一の収納設備の床面積は3㎡以下
- 2 設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、収納設備を防護できる性能を有している。
- 3 住宅用下方放出型自動消火装置についても定期的に点検が実施され適切に維持管理されている。

※ なお、設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、居室と収納設備が一の同時放射区域となる場合であっても必ずしもⅡ型との連動を要さないものとする。

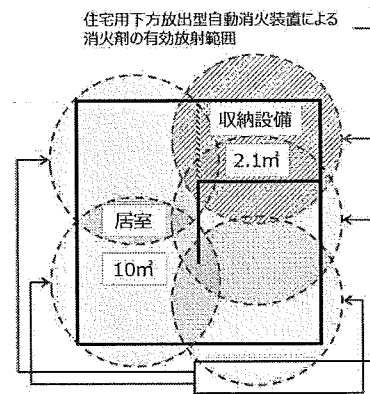


図2

- 170 -

障害者総合支援法の改正等について

1

1 障害者総合支援法施行3年後の見直し

(平成27年12月14日 社会保障審議会障害者部会報告書)

- ・ 障害者総合支援法の改正

(平成28年5月25日可決・同6月3日公布)

2

障害者総合支援法附則第3条における見直し事項

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

【見直し事項】

- 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

基本的な考え方

1 新たな地域生活の展開

- (1) 本人が望む地域生活の実現
- (2) 常時介護を必要とする者等への対応
- (3) 障害者の社会参加の促進

2 障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応

- (1) 障害児に対する専門的で多様な支援
- (2) 高齢の障害者の円滑なサービス利用
- (3) 精神障害者の地域生活の支援
- (4) 地域特性や利用者ニーズに応じた意思疎通支援

3 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備

- (1) 利用者の意向を反映した支給決定の促進
- (2) 持続可能で質の高いサービスの実現

3

障害者総合支援法施行3年後の見直し（論点①）

1 新たな地域生活の展開

(1) 本人が望む地域生活の実現

- 障害者が安心して地域生活を営むことができるよう、地域生活支援拠点の整備を推進（医療との連携、緊急時対応等）。
- 知的障害者や精神障害者が安心して一人暮らしへの移行ができるよう、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力・生活力等を補う支援を提供するサービスを新たに位置付け。
あわせて、グループホームについて、重度障害者に対応可能な体制を備えたサービスを位置付け。また、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、利用対象者を見直すべきであり、その際には、現に入居している者に配慮するとともに、障害者の地域移行を進める上でグループホームが果たしてきた役割や障害者の状態・ニーズ・障害特性等を踏まえつつ詳細について検討する必要。
- 「意思決定支援ガイドライン（仮称）」の作成や普及させるための研修、「親亡き後」への備えも含め、成年後見制度の理解促進や適切な後見類型の選択につなげるための研修を実施。

(2) 常時介護を必要とする者等への対応

- 入院中も医療機関で重度訪問介護により一定の支援を受けられるよう見直しを行うとともに、国庫負担基準について重度障害者が多い小規模な市町村に配慮した方策を講ずる。

(3) 障害者の社会参加の促進

- 通勤・通学に関する訓練を就労移行支援や障害児通所支援により実施・評価するとともに、入院中の外出に伴う移動支援について、障害福祉サービスが利用可能である旨を明確化。
- 就労移行支援や就労継続支援について、一般就労に向けた支援や工賃等を踏まえた評価を行うとともに、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、企業・家族との連絡調整等を集中的に提供するサービスを新たに位置付け。

4

障害者総合支援法施行3年後の見直し（論点②）

2 障害者のニーズに対するよりきめ細かな対応

(1) 障害児に対する専門的で多様な支援

- 乳児院や児童養護施設に入所している障害児や外出が困難な重度の障害児に発達支援を提供できるよう必要な対応を行うとともに、医療的ケアが必要な障害児への支援を推進するため、障害児に関する制度の中で明確に位置付け
- 放課後等デイサービス等について、質の向上と支援内容の適正化を図るとともに、障害児支援サービスを計画的に確保する取組として、自治体においてサービスの必要量の見込み等を計画に記載。

(2) 高齢の障害者の円滑なサービス利用

- 障害者が介護保険サービスを利用する場合も、それまで支援してきた障害福祉サービス事業所が引き続き支援できるように、その事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを実施するなど、障害福祉制度と介護保険制度との連携を推進。
- 介護保険サービスを利用する高齢の障害者の利用者負担について、一般高齢者との公平性や介護保険制度の利用者負担の在り方にも関わることに留意しつつ、その在り方についてさらに検討。

(3) 精神障害者の地域生活の支援

- 精神障害者の地域移行や地域定着の支援に向けて、市町村に関係者の協議の場を設置することを促進するとともに、ピアサポートを担う人材の育成等や、短期入所における医療との連携強化を実施。

(4) 地域特性や利用者ニーズに応じた意思疎通支援

- 障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな対応や、地域の状況を踏まえた計画的な人材養成等を推進。

3 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備

(1) 利用者の意向を反映した支給決定の促進

- 主任相談支援専門員（仮称）の育成など、相談支援専門員や市町村職員の資質の向上等に向けた取組を実施。

(2) 持続可能で質の高いサービスの実現

- サービス事業所の情報公表、自治体の事業所等への指導事務の効率化や審査機能の強化等の取組を推進。
- 補装具について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合など、個々の状態に応じて、貸与の活用も可能とする。
- サービス提供を可能な限り効率的なものとする等により、財源を確保しつつ、制度を持続可能なものとしていく必要。

5

社会保障審議会障害者部会報告書を踏まえての主な対応状況

○障害児通所支援の質の向上に係る留意事項（平成28年3月）

障害児通所支援事業者の指導の徹底、放課後等デイサービスガイドラインの活用の徹底、障害児本人の発達支援のためのサービス提供の徹底等を内容とする留意事項を、地方自治体向けに通知

○地域生活支援事業実施要綱の改正（平成28年3月）

失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象者であることを明確化

○医療的ケア児の支援体制の構築の推進（平成28年6月）

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に向けて、地方自治体が計画的に取り組むための留意事項等を、地方自治体向けに通知

○入院中の外出・外泊時における移動支援（平成28年6月）

入院中に医療機関から日帰り以外泊する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を往復する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護、行動援護、重度訪問介護の利用が可能である旨を明確化

○入院中の意思疎通支援事業の利用（平成28年6月）

入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、地域生活支援事業の意思疎通支援事業の利用が可能である旨を周知

○相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめの公表（平成28年10月）

障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」（平成28年3月から計5回開催）において、相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性のとりまとめを公表

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（概要）

趣旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

とりまとめのポイントⅠ～相談支援専門員の資質の向上について～

- ① 基本的な考え方について
 - ・相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。
- ② 人材育成の方策について
 - ・相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討すべき。
 - ・研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修（OJT）を組み込むべき。
- ③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について
 - ・相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
 - ・指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。
- ④ 相談支援専門員と介護支援専門員について
 - ・障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。
- ⑤ 障害児支援利用計画について
 - ・障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。
 - ・市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の習得に努めるべき。

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（概要）

とりまとめのポイントⅡ～相談支援体制について～

- ① 相談支援の関係機関の機能分担について
 - ・基本相談支援を基盤とした計画相談支援、一般的な相談支援、体制整備や社会資源の開発等の役割について、地域の実情に応じて関係機関が十分に機能を果たすことが必要である。そのためには、協議会等が中心となって調整を進めるとともに、市町村職員の深い理解や都道府県を中心に協議会担当者向けの研修会を推進する必要がある。
 - ・市町村は、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められており、この点は相談支援事業者に委託する場合であっても同様であることに留意するべき。
- ② 基幹相談支援センターの設置促進等について
 - ・基幹相談支援センターの設置促進に向け、市町村において、障害福祉計画の作成等に際して相談支援の提供体制の確保に関する方策を整理し、地域の関係者と十分議論することが重要。仮に基幹相談支援センターの設置に一定期間を要する場合でも、基幹相談支援センターが担うべき役割をどのような形で補完するか市町村において整理するべき。
 - ・都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべき。
- ③ 相談窓口の一元化等について
 - ・相談支援の関係機関の相談機能の調整にあたっては、必要に応じて地域包括支援センター等との連携や相談窓口の一元化なども視野に入れ、地域の相談体制を総合的に考える視点も必要。
 - ・こうした取組を進めるにあたっては、すでに一部の地域で先駆的に実施されている取組状況を広く横展開することが有効。
 - ・総合的な相談窓口は必要であるが、一方で身近な窓口や専門的な相談機関も求められている。いずれの場合でもワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、関係機関間の連携強化を図るなど、各自治体において適した取組を考えるべき。
- ④ 計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について
 - ・計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言をするなど、継続的かつ定期的実施することが重要である。
 - ・特に高齢障害者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないように相談支援専門員による十分なモニタリングを実施し、その結果を介護支援専門員によるアセスメントにもつなげるべき。
 - ・相談支援専門員一人が担当する利用者の数もしくは一月あたりの対応件数について、一定の目安を設定することも相談支援の質の確保にあたっては必要。また、地域相談支援についても、障害者の地域移行を促進する観点から、計画相談支援との連携をより一層有効に進めべき。
 - ・障害福祉サービス等の支給決定の内容がサービス等利用計画案と大きく異なる場合には、市町村の担当職員や相談支援専門員を中心として地域の関係者間で調整を行う必要がある。そのため、市町村の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うべき。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」について（経過）

平成27年12月14日

「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（社会保障審議会障害者部会報告書）とりまとめ

平成28年3月1日

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」閣議決定（国会提出）

衆議院

- 4月19日本会議趣旨説明・質疑
- 4月22日厚生労働委員会提案理由説明
- 5月10日厚生労働委員会参考人質疑
- 5月11日厚生労働委員会質疑、採決
- 5月12日本会議採決

参議院

- 5月19日厚生労働委員会趣旨説明
- 5月23日厚生労働委員会参考人質疑
- 5月24日厚生労働委員会質疑、採決
- 5月25日本会議採決

法案成立（衆・参とも附帯決議が付せられた）

平成28年6月3日公布（平成28年法律第65号）

- ◆地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ◆就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設
- ◆重度訪問介護の訪問先の拡大
- ◆居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ◆医療的ケアを要する障害児に対する支援
- ◆補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ◆自治体による調査事務・審査事務の効率化
- ◆高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ◆保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ◆障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ◆障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

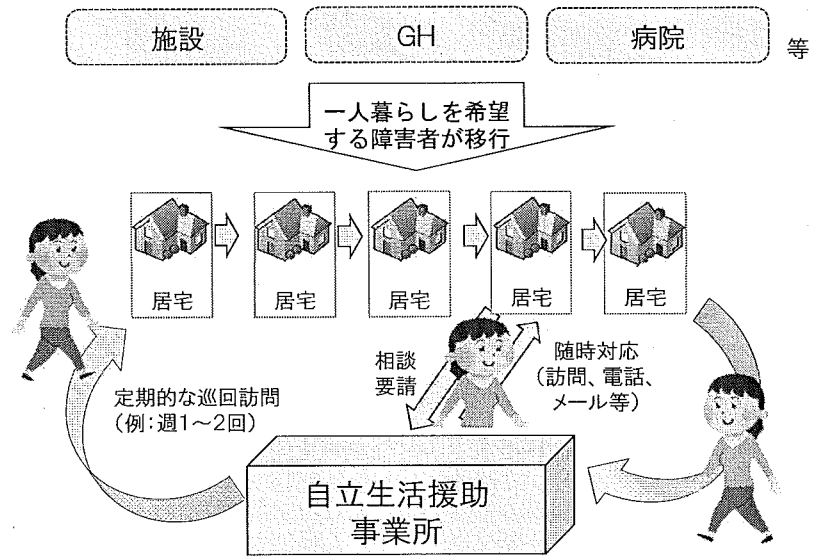
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



11

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

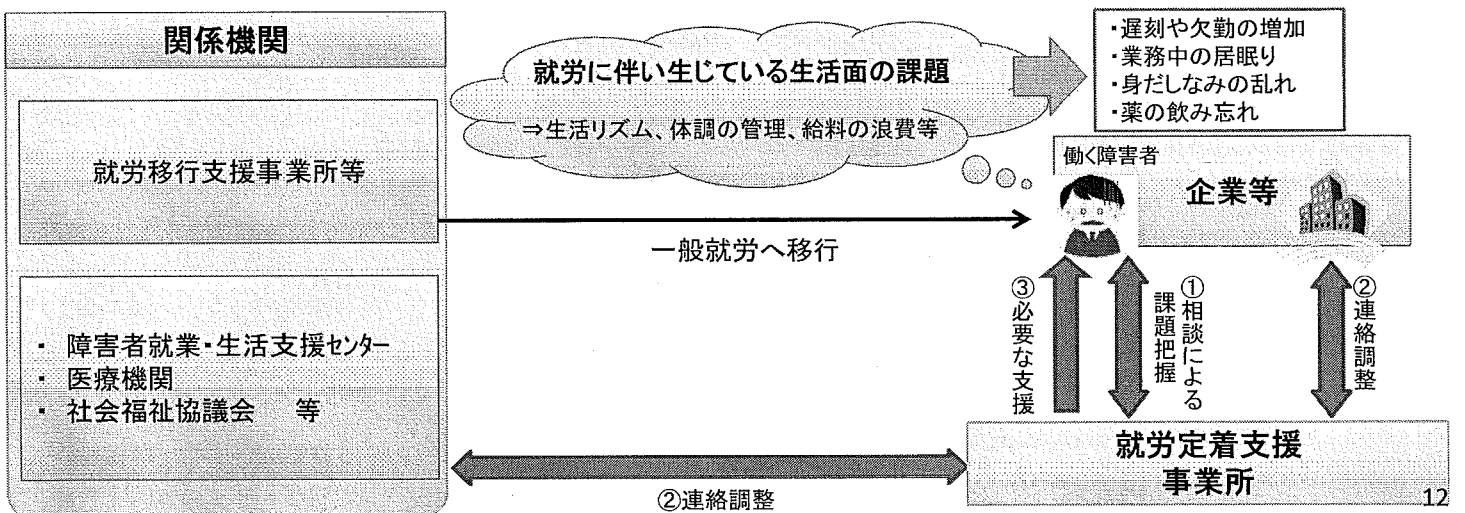
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



重度訪問介護の訪問先の拡大

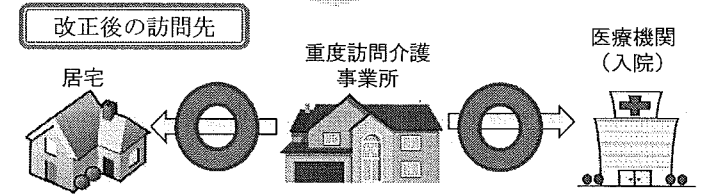
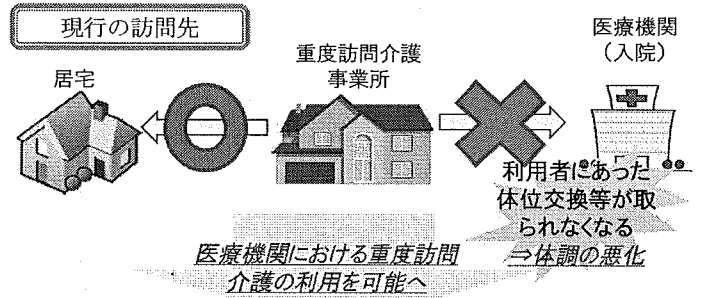
- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなるから以下のような事例があるとの指摘がある。
 - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
 - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

訪問先拡大の対象者

- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者
 - ※障害支援区分6の者を対象とする予定
 - ※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応

訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

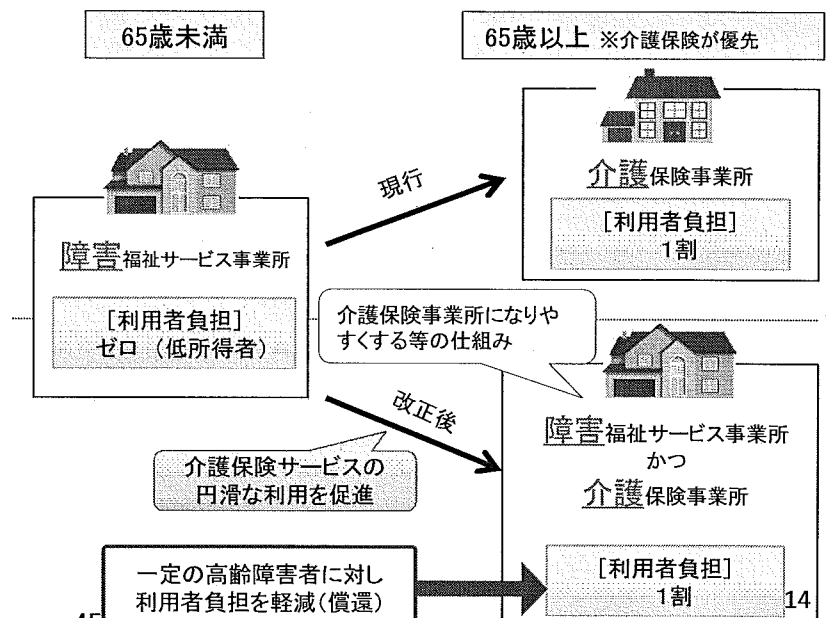
具体的内容

- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
 - ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
 - ・ 一定程度以上の障害支援区分
 - ・ 低所得者
- (具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

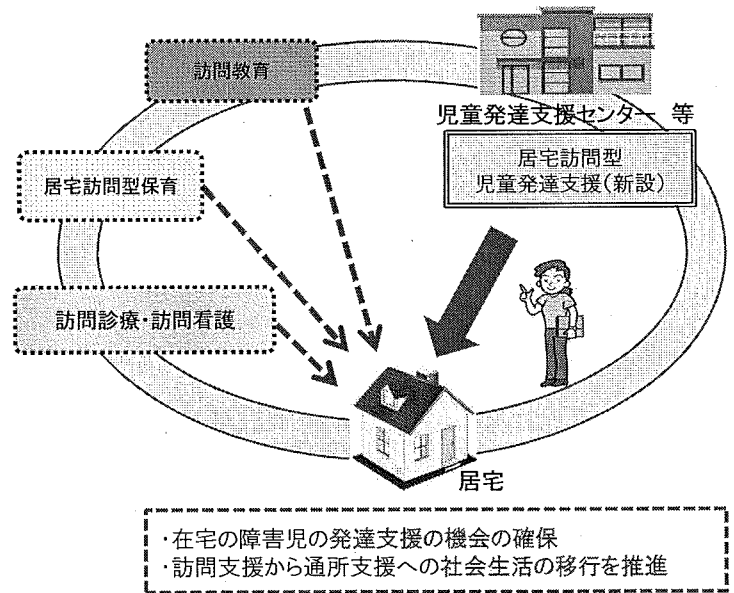
- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
- 【具体的な支援内容の例】
- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
 - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



15

保育所等訪問支援の支援対象の拡大

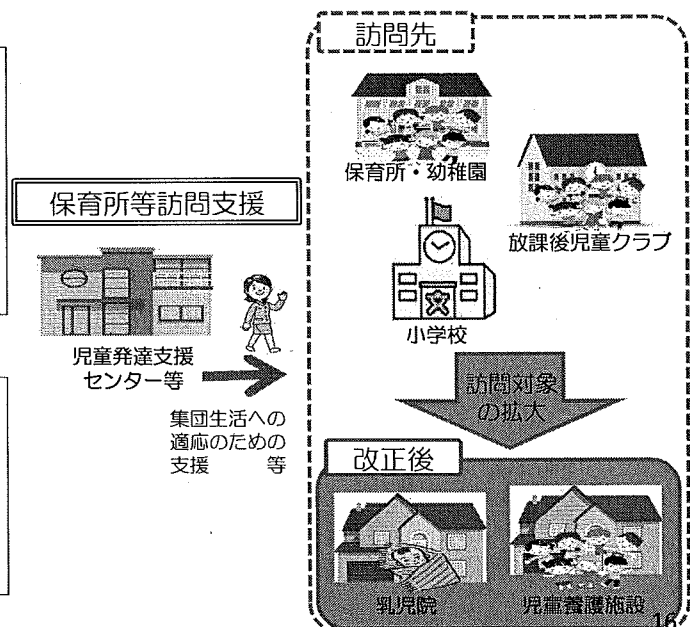
- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象として追加
- ※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児
- ・保育所、幼稚園、小学校 等
 - ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの(例:放課後児童クラブ)

支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
- ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)



16